

令和 3 年 3 月 1 0 日
(水曜日)

令和 3 年 第 2 回幌延町議会 (定例会)
会議録 第 1 日 目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 6 議案第2号 幌延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第3号 幌延町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第4号 幌延町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第5号 令和2年度幌延町一般会計補正予算（第8号）
- 10 議案第6号 令和2年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第7号 令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）
- 12 議案第8号 令和2年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第9号 令和2年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第10号 令和2年度幌延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 令和3年度 町政執行方針
令和3年度 教育行政執行方針
- 16 議案第11号 幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第12号 幌延町斎場等使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第13号 幌延町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第14号 幌延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第15号 幌延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第16号 幌延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第17号 幌延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第18号 幌延町集会施設等の指定管理者の指定について
- 24 議案第19号 下沼寿の家の指定管理者の指定について
- 25 議案第20号 幌延町トナカイ観光牧場施設の指定管理者の指定について
- 26 議案第21号 幌延町営草地開発施設の指定管理者の指定について
- 27 議案第22号 令和3年度幌延町一般会計予算
- 28 議案第23号 令和3年度幌延町国民健康保険特別会計予算
- 29 議案第24号 令和3年度幌延町国民健康保険診療所特別会計予算
- 30 議案第25号 令和3年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算
- 31 議案第26号 令和3年度幌延町介護保険特別会計予算

- 3 2 議案第 2 7 号 令和 3 年度幌延町簡易水道事業特別会計予算
- 3 3 議案第 2 8 号 令和 3 年度幌延町下水道事業特別会計予算
(予算審査特別委員会設置、審査付託)
(散 会 宣 言)

本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告	日程第26	議案第21号
日程第1		会議録署名議員の指名	" 27	議案第22号
" 2		会期の決定	" 28	議案第23号
" 3		諸般の報告	" 29	議案第24号
" 4		行政報告	" 30	議案第25号
" 5		議案第1号	" 31	議案第26号
" 6		議案第2号	" 32	議案第27号
" 7		議案第3号	" 33	議案第28号
" 8		議案第4号		(予算審査特別委員会設置)
" 9		議案第5号		散会宣告
		休憩宣告		
		開議宣告		
日程第10		議案第6号		
" 11		議案第7号		
" 12		議案第8号		
" 13		議案第9号		
" 14		議案第10号		
日程第15		幌延町政執行方針		
" 15		幌延町教育行政執行方針		
		休憩宣告		
		開議宣告		
日程第16		議案第11号		
" 17		議案第12号		
" 18		議案第13号		
" 19		議案第14号		
" 20		議案第15号		
" 21		議案第16号		
" 22		議案第17号		
" 23		議案第18号		
" 24		議案第19号		
" 25		議案第20号		

出席議員（7名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	斎 賀 弘 孝
	4 番	植 村 敦
	5 番	無量谷 隆
	7 番	西 澤 裕 之

欠席議員（1名）

6 番	吉 原 哲 男
-----	---------

出席説明員

町 長	野々村 仁
農 業 委 員 会 会 長	小 島 和 博
代 表 監 査 委 員	成 田 義 弘
副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	木 澤 瑞 浩

総 務 財 政 課 長	藤 井 和 之
住 民 生 活 課 長	早 坂 敦
保 健 福 祉 課 長	村 上 貴 紀
企 画 政 策 課 長	角 山 隆 一
産 業 振 興 課 長	山 本 基 継
建 設 管 理 課 長	島 田 幸 司

総務グループ主幹	伊 藤 崇
総務グループ総務係長	渡 邊 智 美

教 育 次 長	伊 藤 一 男
---------	---------

国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩 川 実 樹)
国民健康保険診療所事務次長	若 本 聡

農業委員会事務局長	(山 本 基 継)
-----------	-----------

選挙管理委員会事務局長	(藤 井 和 之)
-------------	-----------

事 務 局 長	藤 田 秀 紀
主 事	満 保 希 来

(1 0 時 0 0 分 開 会)

議 長 高 橋 秀 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において2番佐藤忠志君、3番斎賀弘孝君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、3月10日から12日までの3日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、3月10日から12日までの3日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から、順次、行政報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会3月定例会の開催にあたり、一般行政の執行状況について、ご報告いたします。

平成27年度から西天北五町衛生施設組合において取り組んでまいりました、使用済み紙おむつ燃料化事業につきましては、令和2年12月に燃料化工場であります「サーマルリサイクルファクトリー」の建物及び機械の設置が完成し、現在、試験運転を実施しております。4月からの本稼働に向け、順調に準備が進んでいるところです。この施設は、使用済み紙おむつを剪定枝などの木質バイオマスと合わせた混合燃料として製造、再資源化することによって、最終処分場の延命化、地球温暖化対策などに寄与することを目的とし、総工費8億8,550万円をかけて建設してきたものであります。この、サーマルリサイクルファクトリーで作られたペレット燃料につきましては、町が支援しております特別養護老人ホームこざくら荘のペレットボイラー

での使用を考えており、こちらのボイラーについても、4月からの稼働に向けて順調に工事が進められているところであります。今後は、特別養護老人ホームこざくら荘を運営している社会福祉法人幌延福祉会、西天北五町衛生施設組合、幌延町の三者で協力しながら、ペレットボイラーの燃焼データなどを収集し、公表をして、ペレット燃料、ペレットボイラーの普及を目指してまいります。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第2回 幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教 育 長 木 澤 瑞 浩 君

幌延町議会3月定例会の開催にあたり、教育行政の執行状況について、その概要をご報告いたします。

始めに、学校教育について申し上げます。

各学校においては、コロナ禍の中で、学年末の学習のまとめや卒業式などに向けて、感染予防対策を講じながら、教育活動に取り組んでおります。例年、心配されておりますインフルエンザ感染については、各学校の新型コロナウイルス感染予防の徹底もあり、現在まで、インフルエンザ感染の報告はありません。

部活動では、幌延中学校吹奏楽部12名が、1月17日に稚内市で開催された、令和2年度稚内地区管楽器個人及びアンサンブルコンクールに参加し、個人部門の金管の部で銅賞、アンサンブル部門の金管四重奏の部と管打六重奏の部で、それぞれ、銅賞を受賞しました。

また、幌延中学校バドミントン部9名が、1月13・14日に稚内市で開催された、第32回稚内総合選手権バドミントン大会中学生の部に出場し、男子シングルスで、2年岡田さんが3位、男子ダブルスで、2年木村さん・谷口さんペアが、3位となりました。来年度の更なる活躍を期待するところです。

次に、社会教育について申し上げます。

各社会教育施設は、道内や管内の感染状況を注視しながら、徹底した感染予防対策を講じ、利用者の皆さんの御協力を得ながら、日々、施設運営に努めております。各種社会教育事業につきましても、国・道からの通知に基づき、慎重に執り進めているところです。2月20日には、関係各位のご協力により、スキー大会を無事開催することができました。

少年団活動では、野球少年団の、幌延小学校6年・新野さんが、北海道選抜チームの一員として、12月19日から岡山県で開催された2020西日本選抜学童軟式野球倉敷交流大会に出場し、チームの準優勝に貢献したとの報告を受けております。また、バレーボール少年団は、2月14日に稚内市で開催された、わかば杯小学生バレーボール大会に出場し、男子の部で幌延ジーライズが、女子の部で幌延ウイングガールズが、見事に優勝を果たしたとの報告を受けております。今後の子どもたちの活躍を期待するところです。

以下、教育予算の執行状況、社会教育活動状況等につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議長 長 高 橋 秀 之 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5 議案第1号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第1号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由をご説明申し上げます。

問寒別・上問寒・中間寒辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画で、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、既に、議会の議決をいただいているところですが、計画内容の一部に変更が生じたので、同条第8項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

整備計画書の内訳により説明申し上げますので、4枚目の別添「3 公共的施設の整備計画内訳」をご覧ください。

今回の整備計画の変更につきましては、新規追加の2事業と変更3事業で、表内のカッコ書きの数字は、変更後の数字となります。

事業費の変更については、問寒別除雪センター整備事業、問寒別地区農業用水道施設改修事業、個別排水処理施設整備事業の3事業です。

次に新たに追加する2事業ですが、施設名の区分が道路で、農道橋梁長寿命化改修事業は、予定事業費が4,785万2千円で辺地対策事業債は4,780万円を予定しています。施設名の区分が経営近代化施設で、問寒別地区草地畜産基盤整備事業は、予定事業費が1億4,374万1千円で辺地対策事業債は3,370万円を予定しています。

整備計画期間中の合計は、事業費が13億8,323万円、辺地対策事業債の予定額は8億1,030万円であります。この計画に基づいて発行する辺地対策事業債は、後年度において元利償還金の80%が地方交付税に算入される地方債です。

なお、この計画変更に係る同法第3条第8項に規定する北海道知事との協議につきましては、令和3年3月2日付けで協議が整っています。

以上、議案第1号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の提案理由といたします。

議長 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号「幌延町 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早 坂 敦 君

議案第2号 幌延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、本条例において引用している法律の改正があったことから、関連する条項等の整理を行うものであります。

それでは、配布しております新旧対照表と併せてご覧願います。

附則第2条の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を定めるもので、改正前では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型コロナウイルス感染症を支給対象疾病としていたものであります。このたび感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、新型コロナウイルス感染症の定義が明確化されたことから、整合性を確保するため、条文を整理しようとするものであります。

次に附則であります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第2号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号「幌延町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早 坂 敦 君

議案第3号 幌延町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、他の助成条例との関係性を整理し、対象者の利便性を確保するため、及び医療費の現物給付に係る条例の精査に伴い、関連する条文を改正しようとする内容であります。

それでは、配布しております新旧対照表と併せてご覧願います。

第3条の改正は、受給資格者を定めるもので、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成の受給資格者は、子ども医療費の助成受給資格もある場合、併用して助成を受けており、別途手続きが必要となっておりましたが、これを受給資格者の利便性を考慮し、重度・ひとり親助成制度に一元化することが可能となったため、子ども医療費の受給資格から、重度・ひとり親助成受給資格者を除外しようとする改正です。なお、従来の子ども医療費助成制度には、一切の変更がない旨、申し添えいたします。

第7条の改正は、助成の申請及び申請期間を定めるもので、現行、受給資格者への医療費の助成に関しましては、北海道内の保健医療機関との協定に基づき、一時的な支払いが発生しない現物給付としているところですが、条文が一部未対応であったことから、現行制度と整合性を取るための条文に改正しようとするものであります。

次に附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。第3条の改正につきましては、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、議案第3号の提案理由の説明といたします。

議長 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号「幌延町営住宅条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第4号「幌延町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

本条例を改正する理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、町営住宅の入居に関する裁量階層の収入基準と入居資格要件は、町の条例、規則で定めるようになったことから、改正するものであります。

次のページをお開きいただきますとともに、御手元に配付いたしました、新旧対照表も併せて御覧願います。

現行の第6条第2号ア及びイでは、対象となる入居条件とその収入基準について定めておりますが、条例で定めていた収入基準の額21万4千円を、政令で規定されております金額25万9千円とするものであります。

附則であります。この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第4号「幌延町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号「令和2年度 幌延町一般会計補正予算（第8号）」の件を議題とします。

議案第5号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第5号「令和2年度 幌延町一般会計補正予算 第8号」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業、中学校教師用指導書等購入事業、地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業、基金管理事業、問寒別地区道営畑地帯総合盤整備事業、小学校感染症予防対策事業、総合体育館等感染症予防対策事業の増額、それ以外のものについては、今年度実施の各種事業の決算見込みの精査による補正が、主なものとなっています。

1 ページをお開きください。

第1条 第1項「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,078万6千円を減額し、歳入歳出それぞれの予算総額を54億4,494万5千円にしようとするものです。

第2項第1表 歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2 ページをお開きください。

始めに歳入ですが、6款 地方消費税交付金で、500万円の増、9款 地方交付税で1億220万4千円の増、13款 国庫支出金で7,070万7千円の増、14款 道支出金で2,506万4千円の増、17款 繰入金で1億7,311万円の減、20款 町債で4,824万9千円の減などで、歳入合計1,078万6千円の減額補正です。

次に、3ページの歳出ですが、2款 総務費で1億762万1千円の増、3款 民生費で1億95万6千円の減、6款 農林水産業費で1,030万4千円の減、7款 商工費で、1,570万2千円の減、8款 土木費で1,823万5千円の減、9款 消防費で、1,466万2千円の減、10款 教育費で4,532万8千円の増などで、歳

出合計 1,078 万 6 千円の減額補正です。

第 2 条 繰越明許費ですが、4 ページをお開きください。

第 2 表 繰越明許費については、令和 3 年度に繰り越して使用することができる経費は、3 款 1 項 国民健康保険診療所特別会計繰出金 1,945 万 9 千円、6 款 1 項 農業費の問寒別地区道営畑地帯総合整備事業 3,850 万円、7 款 1 項 商工費の地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業 1,270 万円、10 款 1 項 教育費の小学校費 小学校感染症予防対策事業 1,296 万 9 千円、同じく社会教育費 総合体育館等感染症予防対策事業 4,147 万円の 5 事業になります。

第 3 条 地方債の補正ですが、6 ページをお開きください。

第 3 表 地方債補正については、国の補正予算による増額と事業費の精査等によるもので、既定の地方債限度額の合計 9 億 6,900 万円を 9 億 2,075 万 1 千円に補正するものです。

地方債の限度額を補正する主なものは、こざくら荘ボイラー設備改修支援事業 1 億 6,540 万円を 1 億 1,840 万円に、問寒別地区農業用水道施設改修事業 1,160 万円を 1,400 万円に、問寒別地区道営畑地帯総合整備事業 8,280 万円を 1 億 960 万円に、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業 2,960 万円を 1,210 万円に、上幌延開進地区道営畑地帯総合整備事業 4,830 万円を 4,340 万円に、橋梁長寿命化改修事業 1 億 550 万円を 1 億 400 万円に変更し、次のページとなりますが、新たに、減収補てん債 425 万 1 千円を追加する補正です。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

39 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目 議会費では、事業費の精査により 36 万 7 千円の減です。

2 款 1 項 2 目 情報通信施設運営事業は支障移転工事に伴う事業費の確定などにより 388 万 5 千円の減、41 ページの自治振興費、集落支援活動運営事業は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、447 万 6 千円の減です。

43 ページをお開きください。

7 目 企画費では、まちづくり事業 295 万円、協同のまちづくり活動支援事業は、新たな申請がなかったことに伴い減額です。

45 ページをお開きください。

12 目 諸費の基金管理事業では、今回の補正予算の財源調整の結果、ふるさと創生基金で 494 万 1 千円、公共施設等整備基金で 1 億 1,811 万 1 千円の増、ふるさと応援基金で、209 万 8 千円の増です。

47 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費では、社会福祉人件費 544 万 7 千円の減、社会福祉管理費、外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金は 2 名の予定を 1 名分とする 250 万円の減、国民健康保険診療所特別会計繰出金は、新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業に対する繰出しや、道からの国民健康保険調整交付金の再算出により診療所運営補助の減額など、3,353 万 8 千円の減です。

49 ページをお開きください。

3 目 老人福祉費では、こざくら荘ボイラー設備改修支援事業は、事業費の精査に

より、4,696万4千円の減です。

53ページをお開きください。

4款1項2目 予防費では、1月臨時議会で議決を頂き補正予算計上していた新型コロナウイルスワクチン接種については、高齢者や一般の方への接種時期が4月以降になることが想定されたことによる減額など226万4千円の減です。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、必要となる消耗品費や印刷製本費、通信運搬費など73万1千円の新規計上です。

55ページをお開きください。

3目 保健推進費では、各種検診事業の精査により、151万4千円の減、新型コロナウイルス感染症入院等交通費助成費として、1万円の新規計上です。

57ページをお開きください。

6款1項2目 農業振興費、農業振興対策人件費では、間寒別地区農業用水道施設改修事業、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業の事業費による人件費などを整理したことにより355万4千円の増です。幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備事業は、畜舎増改築の事業計画がないため、1,500万円の減です。

59ページをお開きください。

幌延町生乳生産拡大事業は、初任牛購入が予定数を下回ったため、780万円の減です。6目 農地開発費では、間寒別地区道営畑地帯総合整備事業の令和2年度当初予算の精査と、国の3次補正に伴う道営事業費により令和3年度繰越分が確定したこととで、2,677万5千円の増です。

63ページをお開きください。

7款1項1目 商工振興費では、地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期間に及んだことにより、売上低迷が続く飲食事業への消費誘導及び地域内消費拡大の下支えを目的として、迅速な対応を図るため、全額を令和3年度に繰越すこととして、1,270万円の新規計上です。

65ページをお開きください。

商工振興費の幌延町商工業等振興促進事業は、当初3件の予定でしたが、新築1件の実績により、1,433万5千円の減です。2目 観光費の食ブランド創出・まちの拠点計画調査事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により視察の中止や計画調査業務の精査により、203万3千円の減です。

75ページをお開きください。

10款2項1目 小学校費の学校管理費では、新型コロナウイルス感染症予防事業として、幌延小学校体育館換気設備改修工事費1,296万9千円の新規計上、消耗品や実施設計が完了したことによる委託料の減額などで、1,256万9千円の増です。なお、幌延小学校体育館換気設備改修工事費1,296万9千円は令和3年度へ繰越す事業となります。10款3項1目 中学校費の学校管理費では、中学校教師用指導書等購入事業として、新年度の教育課程の作成に向け、使用する指導者用デジタル教科書を事前購入する必要があることから、135万6千円の新規計上です。

81ページをお開きください。

4項7目 体育館費では、総合体育館等感染症予防対策事業として、新型コロナウ

イルス感染症予防対策に伴う、送風機、換気扇改修、トイレ等全面改修に係る総合体育館改修工事費として、4,147万円の新規計上で、委託料の執行残59万4千円の減など、4,087万6千円の増です。なお、総合体育館改修工事費4,147万円は令和3年度へ繰越す事業となります。

次に歳入ですが、26ページをお開きください。

9款1項1目 地方交付税では、令和2年度の普通交付税が20億1,808万6千円に決定されていますので、現行予算との差額1億220万4千円の増です。

28ページをお開きください。

13款1項2目 衛生費国庫負担金では、1月臨時議会で議決を頂きましたワクチン接種にかかる国の負担金は、ワクチン接種時期が遅れる見込みにより、182万1千円の減です。

30ページをお開きください。

13款2項3目 衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業では、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、ワクチン対応専用パソコンの備品購入などにより、302万2千円の新規計上です。

32ページをお開きください。

14款2項8目 土木費道補助金では、山村広場遊具施設事業に係る工事費用が地域づくり総合交付金の対象となったことにより、1,740万円の新規計上です。

34ページをお開きください。

16款1項2目 ふるさと応援寄附金では、寄附金の増加により305万3千円の増です。

36ページをお開きください。

20款 町債については、第5条 地方債の補正で説明していますので、省略させていただきます。7目 減収補てん債は、減収分を穴埋めする際に自治体が発行する地方債の返済費用を国が補填する仕組みを今年度にかぎり拡充することを受け、本町においても減収見込みとなる3税目の合計425万1千円を新規計上です。

以上、議案第5号「令和2年度 幌延町一般会計補正予算 第8号」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

ページ41ページになります。

集落支援活動運営事業について伺います。

先ほどの総務課長の説明では、新型コロナウイルスの影響でという話がありました。謝礼、普通旅費等、確かお願いしていた団体があったと思いますけれども、そこに

対する活動が、どの程度出来たのかというところが1点と、あと、委託料の地域おこし協力隊募集採用選考サポート業務が丸々実施されていないので、その辺、コロナの影響の関連があるのか、どのような影響だったのかお伺いします。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問でございますけれども、集落支援活動運営事業の謝礼につきましては、お試し協力隊の事業をやった時の参加者の謝礼を見込んでおりました。こちらについては、新型コロナウイルス感染予防の観点から取りやめましたので、あわせて委託料のサポート業務についても、全額減額というようなことになっております。

また、集落支援活動につきましては、そういったお試し事業の中止また町内のイベント等の参加についても、考えておったんですけれども、なかなか行うことが出来ず、実施出来たのは、保健福祉課とタイアップして健康増進系のこぢんまりとしたものを数回出来たというようなところでございましたので、全体的にですね、減額しております。

それに伴いまして、消耗品のつきましても、活動減による減額、また、普通旅費の部分で、視察ですとか移住フェアについても、出張を控えたというふうになって中止しておりますので減額しております。

7 番 西 澤 裕 之 君

わかりました。

もう1点同じ集落支援活動運営事業なんですけれども、当初予算で集落支援員の活動費を見込んでいたと思います。今回の補正予算で精査としてのってこないの、当初予定していた25万2千円の予算は、全て消化されたというふうに理解してよろしいでしょうか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

集落支援員さんの活動につきましては、ミーティング等々行っておりますので、減額をするほどの執行状況ではないということで、そこにつきましては、定期的に行っておりますので、そのような状況になっております。

7 番 西 澤 裕 之 君

続きまして、43ページと65ページになります。

幌延町まち・ひと・しごと創生事業の委託料のバイオガス事業検討支援業務と、食ブランド創出拠点、まちの拠点再調査業務、今年度の事業内容をお伺いいたします。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問でございますが、まずバイオガス事業検討支援業務につきましては、幌延町に合うバイオガスプラントの形についての調査を進めておりました。先般、お答えした部分もございまして、視察ですとか予定しておりましたが、その辺につきましては、新型コロナウイルスの影響もあり、実施出来てない部分もございました。

しかしながら、業務内容といたしましては、関係者絞った中でヒアリング、また、先日は、農協青年部の総会にお邪魔して、今の状況ですね、当初から町の考えていたものと、加えまして昨今のノウファーム接続ですとか、低価のバイオガスプラントのですね、新聞記事等ございましたので、そういった情報を提供して意見交換のほうを行っております。それらの状況取りまとめたものが成果品として令和2年度は出るということです。

また、65ページの食ブランド創出事業につきましては、こちらも拠点検討と食ブランドの創出という二つのテーマを予定しておりましたが、拠点検討につきましては、委員会、会議の開催のほうを控えましたので、食ブランドの創出に絞って、業務を行っております。中身といたしましては、これまでの取組の中で、幌延町の食材を使った特産品メニューを札幌のシェフの方に作っていただいておりますが、それらをレシピ化して、まとめるという作業と地元食材のアレンジということで商品開発の部分で、今回、牛肉ですとかトナカイ肉、合鴨等々の部分とお酒を最近商品化している部分ありますので、それらをですね、アレンジした料理、こちらのサンプルをちょっと作っていただく内容になっております。

また、それらの取組について、冊子とデータにまとめて納めていただくというのが、業務の内容になっておまして、その契約減の部分で今回減額したというところです。

7 番 西 澤 裕 之 君

食ブランドなんですけれども、前回質問いたしまして、そのレシピの公開、また飲食店等にそこをお渡ししてっていうようなお話があったんですけども、取り敢えず、令和2年度でまとめるという話なので、まだその辺は、飲食店さんにそのレシピを公開したりとか、一般に公開するということまでは、まだいってないですねっていう確認が一点と、あと、幌延町豊富町の広域観光促進事業について、負担金一百万円が、執行されてないわけなんですけれども、これは何かの事業を起こすのに、一百万円というような予定を、負担金という名目で当初立てていて事業が行われないので減額というところの理解でよろしいでしょうか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問ですが、まず最初のレシピ化、成果品については、ただいま取りまとめ中で、試食できるようなものをどのような形でできるかというのは、ちょっと考え中で、関係者の皆様に提供できるようなことで今検討を進めております。

また65ページの幌延町豊富町広域観光促進事業については、豊富・幌延で、共同でツアー商品を作るというようなテーマで事業を考えておりましたが、コロナ禍の影響を鑑みて、中止にしましたので、全額減額ということになっております。

7 番 西 澤 裕 之 君

はい、わかりました。

次に81ページの幌延町総合体育館改修なんですけれども、改修工事を行うということで、使用が制限されるようなことはあるのかなのかというところをお願いします。

教育次長 伊 藤 一 男 君

議員の御質問にお答えいたします。

改修工事に当たりましては、できるだけ制限のかからないようなやり方で実施したいということで協議を重ねておまして、最悪、使用制限がかかる場合についても、できるだけ少ない日数でということで考えております。制限がかかった場合については、学校施設等の使用になるとは思うんですけども、そのようなことがないような形で、できるだけ進めていきたいと、今、協議しているところです。

5 番 無量谷 隆 君

39ページの街灯の減額なんですけども、街灯が120万という減額されてるんですけど、この内容をお聞きしたいと思います。

これらについては、数は減らしたのか、あるいは、LED化されてると思うんですけども、その使用料が安くなって減額があったのかその内容を教えてください。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまの質問ですが、こちらについてはLED化による電気料金の減額となります。

令和2年度末で85%までLED化率が進みましたので、当初の予定より、電気料金のほうが順次、北電との契約が進んで、減額に至ったということで120万円減額しています。

4 番 植 村 淳 君

75ページの教育費の中の中学校総務費の中で、部活動指導員0の減額159万というのがありますけども、これは、何の部活動の指導員を予定してたのか、なぜ予定されていた指導員が確保出来なかったのか、お伺いします。

教育次長 伊 藤 一 男 君

議員の御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、当初、中学校のほうから指導員ということで推薦がありましたので、3名ほど指導員ということで予定はしてたんですけども、実際に活動のほうがなかったということで支出のほうがされなかったので、その分の予算が執行されなかったということで、今回減額という形になってます。

部活動の種目については、野球のほうの指導者ということであがってきておりましたが、活動に対しての支出がなかったということで、今回、減額ということにさせていただきました。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより歳入一括の質疑を行います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて歳入一括の質疑を終わります。

これより総括の質疑を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

49ページにあります冬の生活応援事業灯油購入助成費のことなんですけども、告知端末でも報告されて、今年は、店頭価格が79円だったので、助成しないということになったんですけど、店でお金を払うときは79円になるんですけども、間寒別地区の高齢者の話を聞くとところによると、電話をして灯油を配送してもらって、後のお金の支払い方法は、通帳から引いてもらうんだと。通帳から引いてもらう形をとるとせっかく79円のものが、81円とか82円付近にってしまうんだそうです。

せっかく、冬の生活応援事業ですから、店頭価格は重要かもしれませんが、実際、支払う時は、預金から払ってしまうと上がってしまうと。体が不自由だとか、冬道危ないのかという理由で店まで行けないわけですから、そこら辺を、せっかくの福祉灯油なんで、そういうふうに、改善していけないものかどうなのか伺います。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

ただいまの冬の生活応援事業の助成金額等についての御質問ですけれども、この灯油助成事業につきましては、以前、福祉灯油という形で、灯油価格の高騰の際の低所得者への助成という形から始まっておりまして、灯油価格の高騰が、ある程度収まった時期ということで、平成29年4月から、現行の規定という形で、店頭販売価格が幌延市街地域での店頭販売価格が税込み80円以上となった場合に助成するというようなことで制度を定めさせていただいております。この価格の設定につきましては、店頭で購入した場合と、配送した場合の購入単価というのは、配送していた場合については、配送料も加算される形になるというのも、承知しております。また、問寒別地域、幌延市街地での単価というのも、異なることになるというところと、あと、配送している業者も、数社ございまして、その業者によっても、単価が異なるというところでの、どの基準がいいかというところでの、この制度設計したときの価格として、一番明確に判断できる市街地での店頭販売価格として表示されている価格でっていうところで80円ということで定めさせていただいております。

議員おっしゃるとおり、福祉灯油というか冬の生活応援事業ということなのでという話もわかりますけれども、現行では、そういう形になっておりますので、今後の灯油等の高騰、あとは、価格の変動等を見ながら、そのほかの助成等も含めて、検討をしていければいいかなというふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

はい、わかりました。

灯油高騰とか価格の変動とかっていうんじゃないくて、そういう気持ちは、今後、持っていけるのかなということをお伺いしたところで、新しい年度の予算を決めるときに、これ、支払うときの価格でやってみないかという声があれば、そっちのほうにはまた考えてもらえるんですか。それとも、もう、店頭価格でいくから、配送は含まれないという考えでよろしいのか。改めて伺います。

町 長 野々村 仁 君

お答えします。今の形でいけば、現行の規則できちんと定められた80円を超えたらということで、高騰しない安定した時期であろうということの設定で、今後の見方をしたというところが急速にこのコロナ禍の中で、投資タイプと言われておりますけれども、急に余ってるんだけど、燃料が急騰したというところが大きな要因でありまして、事務的には、やっぱりその決まり事で処理をさせていただいたということで、今、議員、御指摘のとおり、温かさがねえなということをお伺いいただきました。

今後どのような形でしたら、ぎりぎりのところの采配を捉えるのかというのは、大変大きな問題があるかと思っております。ここを何円にしたら、ぎりぎりがないのかっていうことも、多分、なくて、どこに行っても多分このぎりぎりのところがある。その温かさを感じさせる形という取り方をどのように考えていくかっていうのは、まだ、

内部でも協議をしながらですけども、今回については、そういう定めによってきちんと処理をしたというところでありまして、機械的で大変申し訳ないですけども、今後の皆さんとの御協議の中も含めまして、検討させていただければと思ってございます。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

そういう、ちょっとした思いやりを酌み取っていただいたので、また今後、いろいろ検討していただきたいと思いますよろしくお願いします。

二つ目に、バイオガスパラント事業、これは、今年終わるに当たって、何か成果の報告書みたいなのは、提出されるのかどうかをお伺いしたいと思います

三点目に、今までの同僚議員の質問に対する回答の中にもありましたが、コロナ禍で思うように、令和2年度は進まなかったという発言、今日もまた、これまでもたくさんありました。この2年度やれなかった分は、そのまんま、令和3年度に、やれなかったことをやっていくということで、もう、このコロナの影響で幌延町やろうとしていること、どこの町村も同じでしょうけど、いろんな調査事項とか、調べ物というのは、全部1年遅れていってしまうことになるんでしょうか。そこら辺をお伺いします。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

前段のバイオガス事業に関しましてお答えいたします。

事業の成果報告書は、取りまとめますし、また概要版も作りますので、でき上がった際には、情報提供のほうさせていただきます。

また、来年度も調査事業の予算見ておりますけども、説明の機会というのは設けたいと考えております。

町 長 野々村 仁 君

はい議員おっしゃるとおり、やっぱりコロナ禍の中で、皆さんのコミュニケーションを図ること、多くの方々の参集をいただいて、きちっとやること自体、説明する方、コンサル含めて、何度も何度も小さくやればいいんですけども、そういう委託をお願いしてないということでもございますから、やっぱり集まることがやっぱり極力少なかったということで遅れを生じてしまったということです。

新年度についても、どこまで、オリンピックと同じようにどこまで、どのような形で、やりたいという気持ちはあっても、やれるかというところが、まだまだクッションのところあるかと思いますけども、やはり早急に、この部分は調査ということではなく、判断をしていかなきゃなんない時が迫ってきてるんだろうと思ってますので、新年度については、極力そのタイミングもノンファームのこの時期ということもございますので、このバイオマスに関しては、極力、集中して細部に分けてでも、少しずつ意見を取りながら、どう判断するかということを決めていければと思ってますし、各種拠点も含めてそうですけども、そういう事業も皆さんの意向、ある程度、多くの広くの見解は聞き終えてきておりますから、どのようにまとめて、どのように継続するか、ここで一旦どうするかということも含めて、皆さんと議論していく場をつくっていければというふうに考えてます。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

7 番 西 澤 裕 之 君

斎賀議員がちょっと触れられたんですけれども、新年度予算を組むときに、令和2年度はコロナの影響で、なかなか事業が出来なかったという話がありました。このコロナというのは、そんな簡単に終息はしないっていうふうに考えていますけれども、令和3年度に向けて、コロナ禍の中で、どのような事業をしていくかっていうような、予算というかその計画を立てるような令和3年度の予算づくりになっているのか。それとも、コロナの状況を見て、出来なかった時は出来ないっていうような予算づくりの事業計画ですね、予算づくりと言うより事業計画、いろんなものがですよ。

ただ、名林公園まつりなんかは、今年度、出来なくてそのまま減額になっています。名林公園まつりを令和3年度にやったときに、例えば、このコロナ禍の中で実施した場合は、今の予算規模ではなくて、コロナ禍の中の対応の予算を新たに付けないと、イベントを開催出来ないんじゃないかなというふうに考えています。

今おっしゃっていたバイオマスにしても、食ブランドにしても、コロナだったから、出来ませんでしたっていうのは、これからはなかなか通用しないんじゃないかなというふうに思うんですけれども。そういうようなイベント、もしくは、その事業計画はきちんとこのコロナ禍の中で、どのようにやっていくかというような対応を、予算編成っていうか、令和3年度に向けて考えられたものになっているんでしょうか。これ町長にお聞きします。

町 長 野々村 仁 君

議員の御指摘のとおり、コロナというこの大きな課題の中でコロナを意識して、ここでこのぐらいという予測がつく人がいたら、教えていただければと思ってございます。

そういう予測ではなく、今まで通常で行う規定的な予算の編成を今年度は作らせていただいたというところで、昨年度は、いろいろな大きな節目の年であるから、このぐらい盛ってということですけど、このコロナ禍の中です。それほど人を集めるということで大きな枠を組んでやるというよりも、足りなければ、私の執行方針でも書かせていただきましたけども、それぞれ補正を組ませていただきながらでもやれることはやっていくということで、構えてございますので、予算の組み方としてはコロナがこうだからこうだと。出来なかったということは、粛々、反省をして、皆さんに、今日、謝罪をしておりますけども、やはり、新しい年も同じく、そういう状況が、ワクチンを打ったからといって、したらそうなるのかという確証は一つもないということで、それが見えてればもうオリンピックはもう開催するという話で走ってます。国サイドでも、そのぐらいの重さがあるこのコロナの状況の中で事業を起こしていくっていうことは、通常、今までスタンスを持っていた考え方で、計画を練らせてもらったということで、この計画書ができ上がったんだと思っていただければいいかと思っております。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

(西澤議員「はい」)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで11時20分まで休憩します。

(11時02分 休 憩)

(11時20分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第10 議案第6号「令和2年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早 坂 敦 君

議案第6号「令和2年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、歳入では、保険給付費等交付金に関連する道支出金の増で、歳出では、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増、国民健康保険診療所特別会計に対する繰出金の増などによるものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に7,577万6千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ3億9,840万6千円にしようとするものであります。第2項の「歳入歳出予算の補正」の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要をご説明いたします。

まず、歳出ですが、8ページをお開きください。

2款1項1目 一般被保険者療養給付費では、負担金の実績精査により1,236万3千円の増、同じく3目 一般被保険者高額療養費においても同様、負担金の実績精査により308万円の増です。7款2項1目 国民健康保険診療所特別会計繰出金では、診療所の国保直診分交付金相当額の精査により、5,735万8千円の増です。9款1項1目 予備費では、払い出し精査による財源調整のため297万5千円の増となっております。

次に、歳入ですが、6ページをお開きください。

2款1項1目 保険給付費等交付金の普通交付金分では、歳出2款 保険給付費の財源等として1,841万8千円の増、同じく特別調整交付金分では、歳出7款2項1目 国民健康保険診療所特別会計繰出金で計上した繰出金の財源として歳出と同額になる5,735万8千円の増となっております。

以上、議案第6号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第6号は、討論を省略して、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号「令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算第5号」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

国民健康保険診療所事務長事務取扱 岩 川 実 樹 君

議案第7号「令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算 第5号」についての提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、令和2年度の終期を迎え、業務の見込量と収支の見込額の精査、及び新型コロナウイルス感染症対策としての診療所施設一部改修工事等に係る費用を調整するものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,363万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8千40万4千円にしようとするものであります。また、第2項の「歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正額」は、事項別明細書により、後ほど、その概要をご説明いたします。

次に、第2条繰越明許費ですが、4ページをお開きください。

第2表繰越明許費については、令和3年度に繰り越して使用することができる経費は、1款1項診療所費の、冒頭で申し上げました新型コロナウイルス感染症対策としての施設改修工事、診療所感染防止緊急対策事業1,945万9千円です。

それでは、事項別明細書により、補正の概要をご説明いたします。

22ページをお開きください。

まず歳出ですが

1款1項1目診療所費のうち、診療所人件費は、主に欠員補充ができなかった看護師2名と栄養士1名に係る11月から2月まで、4か月分の人件費の減額で、給料で354万3千円、職員手当で141万2千円、共済費で143万6千円を減額補正しようとするものです。

診療所感染防止緊急対策事業は、新型コロナウイルス等の感染症対策のうち、特に院内感染を防ぐことや救急患者受入れ動線の簡素化を目的として、一般患者と救急及び発熱患者の入り口・動線を分離するための施設改修工事で、工事請負費として1,945万9千円を新規計上しようとするものです。なお、この事業につきましては、第2表の繰越明許費により、令和3年度に繰り越す事業になります。

1款1項2目医師業務強化費は、旭川医大からの出張医の派遣回数精査と、民間医師のスポット的派遣に要する費用として、報酬で31万2千円、職員手当で4万2千円、旅費で10万7千円を増額補正し、役務費で10万3千円を新規計上しようとするものです。

次に歳入ですが、20ページをお開きください。

1款1項1目診療所使用料では、1節入院料で318万6千円の減額です。これは入院患者数の見込みを1日当たり7.0人から5.6人に、診療単価を1日当たり10,816円から11,977円に、それぞれ修正したことによるものです。3節外来診察料は、545万3千円の減額で、これは外来患者数の見込みを1日当たり60.6人から55.3人に、診療単価を1日当たり4,541円から4,335円に修正したことによるものです。

3款2項1目国民健康保険特別会計繰入金は、国保特別調整交付金の一つであるへき地直営診療所運営費特別交付金の算定方法の修正により、5,735万8千円を増額補正しようとするものです。

4款1項1目の繰越金につきましては、前年度からの繰越が生じたことから、27万3千円を増額補正しようとするものです。

5款1項1目の診療受託収入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る受託収入で、ワクチン接種の実施主体である町から、接種を実施する医療機関である国保診療所に支払われる委託料分を診療受託料として見込んでおりましたが、高齢者等の接種時期が翌年度の4月以降にずれ込む見込みであることから、182万2千円を減額補正しようとするものです。

3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、この度の補正の財源調整により、3,353万8千円を減額補正しようとするものです。

以上、議案第7号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

23ページの一般職の給料なんですけども、町長から説明があったんですけど、今、募集してる看護師さんとか、そういう状況、今後の見通しをどういうふうになってるか。

国民健康保険診療所事務長事務取扱 岩 川 実 樹 君

看護師の体制なんですけれども、正職員ですけれども、欠員が2名生じておりまして、その部分はずっと採用募集をしてきたんですけど、なかなか応募がなかったということで、その部分については、派遣看護師で、今、穴埋めしてる状態なんですけれども、さらに言うと、今もう1人、出産によって休暇をとられてる看護師も1名おりますので、実質、更に1名欠員が足りていない状況であります。

採用につきましては、ずっと募集は継続してですね、正職員の採用に向けて、チャンネルを広げて広く募集していきたいなというふうに考えております。

議 長 高 橋 秀 之 君
よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ほかにありませんか。

4 番 植 村 敦 君

国民健康保険の特別会計の繰入金に5千7百数十万の増額ということなんですけども、先ほどの説明ですと、計算方式の方法でこんだけ増えたということなんですけども、今後も、これぐらいの金額が、毎年、診療所のほうに入ってくる予定で見ていいんでしょうか。

国民健康保険診療所事務長事務取扱 岩 川 実 樹 君

実は、今回の補正では、令和元年度の修正分と令和2年度分の修正分2か年分の修正分が含まれていて、それでこの5,735万8千円の増額になっているんですけども、平年ベースで、今後、いきますと、約79百万円ぐらいが見込めるのではないかなと。これちょっと、運営費の赤字分と入院日数による基準額ってあるんですけども、その差額でどちらか少ないほうが、国保のほうから補填される仕組みになっているんですけど、うちの場合は、運営費の赤字のほうが多分多いので、恐らくそれぐらいの見込みにはなるのかなというふうに考えてございます。ちょっと、令和3年度の当初予算も令和2年度と同じように43百万円ぐらい計上してるんですけども、また、後の補正によって増額することが考えられます。

議 長 高 橋 秀 之 君
ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号「令和2年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第3号）」の件を議題とします。

議案第 8 号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

議案第 8 号「令和 2 年度幌延町介護保険特別会計補正予算 第 3 号」について提案理由を申し上げます。

この度の補正の要因は、年度末を迎えるのにあたり、決算見込みにより精査した結果に基づく補正であります。

1 ページをお開きください。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額から、1, 2 3 5 万 6 千円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を 2 億 5, 4 5 3 万 8 千円にしようとするもので、補正の結果、事業勘定別の内訳は、保険事業勘定が 2 億 4, 6 6 9 万円に、介護サービス事業勘定は、現行予算額とおりの 7 8 4 万 8 千円となります。第 2 項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

1 0 ページをお開きください。

保険事業勘定の歳出ですが、2 款保険給付費につきましては、これまでの給付実績及び今後の執行見込みにより精査し、全体で 2, 2 0 1 万 9 千円の減額補正であります。内訳の主なものとしましては、1 項 1 目居宅介護サービス給付費では、要介護者の訪問介護及び通所介護、特定施設入居者生活介護等のサービス利用件数の減少により、1, 0 1 1 万 6 千円の減、2 目施設介護サービス給付費では、これまでの施設入所者数の実績が当初の見込みを下回り、今後の給付を見込んでも不要額が生じることが予測されることから、3 0 6 万 2 千円の減、5 目居宅介護サービス計画給付費では、居宅サービス利用者数の減少に伴う、ケアマネジメント件数の減少により、1 9 5 万 4 千円の減、6 目 地域密着型介護サービス給付費では、認知症対応型グループホームの利用件数が当初見込みを下回ったことにより、1 2 8 万 3 千円の減。2 項 1 目介護予防サービス給付費では、要支援者の短期入所サービスの利用が当初見込みを下回ったことにより、7 6 万 2 千円の減。

次ページをお開きください。

施設入所者数等が当初の見込みを下回ったことに伴い 3 項 1 目 高額介護サービス費で、6 1 万 2 千円の減、5 項 1 目 特定入所者介護サービス費で、4 0 0 万 8 千円の減、次のページをお開きください。3 款 1 項 1 目 介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援者の訪問介護及び通所介護サービスの利用件数が当初見込みより下回っているため、3 5 1 万 2 千円の減額補正です。次に 4 款の基金積立金と 6 款予備費ですが、今後の余剰が見込まれる予備費について、財源調整も含め、1 8 1 万 9 千円減額補正し、全体の余剰財源を第 8 期の介護保険事業計画の財源として活用していくため、1, 5 0 0 万円を、介護給付費準備基金に積立てることとしております。

次に歳入であります、6 ページをお開き下さい。

1 款 介護保険料につきましては、これまでの賦課収納実績等により精査し、全体で 2 6 1 万 2 千円の減額補正です。2 款 国庫支出金から次のページの 6 款 繰入金までは、歳出の保険給付費等の補正に基づき、それぞれ定められた負担率等により増額、減額の補正を行っております。7 款の繰越金は、前年度からの繰越金のうち、今

後必要となる財源として留保しておりました９９９万９千円全額を予算計上しております。

以上、議案第８号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

３ 番 斎 賀 弘 孝 君

数字的なことではないんですけどね、今、幌延町にいる要介護の認定者の数は何人なのか。それと１０ページで見るサービス給付で減額になっていることについて、居宅介護のサービスの計画書作成の件数、それから、介護予防サービスの計画の作成件数っていうのは、それぞれ、幾らぐらいになっているんですか。予定より少ないんですか。少ないからこうなっているのかお伺いします。

議 長 高 橋 秀 之 君

すいません。質問をもう一度お願いします。

３ 番 斎 賀 弘 孝 君

今、幌延町でこの認定されている要介護者の人数を知りたいのと。１０ページにあるサービス給付で減になっている。これに関係してるのかわかりませんが、居宅介護サービスの計画作成件数、それから、介護予防サービスの計画書作成件数というのは、当初予定してたより少なかったのか。関係してるか、件数をお伺いしたいと思います。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

ただいまの質問ですけども、要介護認定者数につきましては、すいません、正式な今現在の認定者数が手元に資料がなくて、正式な数をお答え出来ませんが、後段のほうの施設サービスの給付費の減につきましては、当初の見込みというところとあと第７期計画の計画数値からいきますと、利用実績につきましては、減少している傾向にあります。

サービス利用が減っている傾向にあることから、ケアマネジメントに伴う計画作成数も減少してきているというような状況にありますけども、計画の作成数等につきましては、減少はしているものの、計画件数としましては、居宅介護のほうにつきましては、平均的には３０件から３５件程度で計画が推移してきているという状況であります。

要介護認定者数につきましては、２月末現在の認定者数、要支援で３７名、要介護で７８名、合わせまして１１５名の方が要介護認定を受けているということになっております。

３ 番 斎 賀 弘 孝 君

これ新年度の計画書なんですけど、令和２年度で計画作るのが、介護予防サービスで９６件、居宅介護サービスで９６件となってるから、今３０件ということは、これから増えるということは考えられないからと思うんですよね。それと介護認定者数が合わせて３７人と７８人合計１１５人ですよね。年々減ってきてるっていうことは、要介護の重たい方が幌延町を離れていってるのか、それとも、認定しなくてもよくな

るようにケアによって、健康に健やかになられたのか、ちょっとお伺いします。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

お答えさせていただきます。

サービス計画件数等につきましては、それぞれの資料で、延べ件数ですとか実件数だとか月平均だとかっていうところで、いろいろな形で報告させてもらってるので、ちょっと、紛らわしい部分があって申し訳ないんですけども、居宅の計画の部分での、先ほど答弁させてもらった30件から35件というところについては、要介護者の計画でありまして、要支援者の計画については、それプラスということになりますので、すいません答弁を追加させていただきたいと思います。

また、後段のほうのサービス利用の減少というところではありますけども、今、斎賀議員がおっしゃったように、町外へ転出されている方もいらっしゃいますし、施設入所をされたことによって居宅サービスが減ってるというような現象もありますし、また、予防事業にも、それなりに力を入れて実施していておりますので、そちらの成果もあって、新たに認定を受ける方、サービスを受ける方が、増えてきていないというところも、効果としてはあるというふうに、私どもとしては認識をしております。

また、要介護認定者、要支援要介護合わせて115名という形で報告させていただきましたけども、あくまでこちらについては、認定を受けている方ということで、認定を受けてもサービスを利用していない方も中にはいらっしゃいますので、その数字の差異もあるということで御理解いただければと思います。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

(斎賀議員「はい」)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号「令和2年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第9号「令和2年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算 第3号」について提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算の主な要因につきましては、歳出における事業執行精査並びに水道使用料について、当初予算を上回る収入が見込まれることによる増額であります。

1 ページをお開き願います。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ198万8千円を増額し、歳入歳出の総額を7,390万8千円にするものであります。

第2項第1表歳入歳出補正予算につきましては、4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により、替えさせていただき、以下、歳出歳入の順に御説明いたします。

20、21ページをお開き願います。

1款1項1目水道管理費の人件費10万円の増額につきましては、起債対象事業費の減額により、事業費支弁分の人件費を増額するものであります。12節 委託料につきましては、事業執行により不用額が見込まれることから、19万8千円を減額するものであり、26節 公課費につきましては、消費税及び地方消費税の確定により、25万7千円を減額するものであります。4目 積立金の建設改良基金255万2千円の増額につきましては、現行の収支見込みにおいて、財源に一部余裕があることからこれを積み立てるものであります。

次に、歳入であります。18、19ページにお戻り願います。

2款1項1目水道使用料は、当初予算を上回る収入が見込まれることから、198万8千円を増額するものであります。

以上、議案第9号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号「令和2年度幌延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題とします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第10号「令和2年度幌延町下水道事業特別会計補正予算 第2号」について

提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算の主な理由は、事業の執行精査による減額であります。

1 ページをお開き願います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ284万7千円を減額し、歳入歳出の総額を1億7,508万7千円にするものであります。

第2項の第1表歳入歳出補正予算につきましては、6 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明によりかえさせていただきます。

第2条の第2表地方債補正であります。4、5 ページをお開き願います。

汚水枡設置工事について、年度内の設置が見込まれないことから、下水道施設改修事業の限度額760万円を660万円に計画するものであります。

以下、歳出歳入を順に御説明いたします。

18、19 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費の公課費につきましては、地方税及び地方消費税の確定により15万1千円を減額するものであります。

3 目施設整備費の汚水枡設置工事につきましては、年度内の設置が見込まれないことから、199万円を減額するものであります。

4 目個別排水施設管理費の補助金につきましては、年度内の執行が見込まれないことから50万円を減額するものであります。

次に、歳入であります。16、17 ページにお戻り願います。

2 款 1 項 1 目下水道使用料は、当初予算を上回る収入が見込まれることから、231万6千円を増額するものであります。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金については、歳入歳出の精査により423万7千円の減額となっております。

7 款 1 項 1 目下水道事業債の下水道施設改修事業の減額につきましては、第2表地方債補正で御説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上、議案第10号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

1 番 高 橋 秀 明 君

質問申し上げます。

10 ページ下水道使用料が、当初の補正前の額より231万6千円増えています。これは主にどういった事業所が使うようになったためなのか、具体的にわかれば教えてください。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

お答えいたします。

当初の下水道使用料の積算につきましては、前年度実績から、人口減も見据えた形での使用料を算出しております。実際に、先ほどの簡水もそうなんですけども、下水道もそうなんですけど、今、幌延町内で行われている北部送電網の事務所がございます。そちらのほうで使用している下水道がですね、その分が当初予算を上回ってるというようなことが原因であります。

議 長 高 橋 秀 之 君
ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

ここで13時10分まで休憩いたします。

(11時45分 休 憩)

(13時10分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第15 「令和3年度 町政執行方針」並びに「令和3年度 教育行政執行方針」を行います。

町長、教育長から、順次、執行方針の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

令和3年第2回幌延町議会定例会の開会にあたり、令和3年度の町政執行に臨む基本方針と施策の一端を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大はいまだ収束の兆しをみせず、世界では1億1千万人を超える人々が感染し、多くの尊い命が失われています。まず、今回の感染症でお亡くなりになられた全ての皆様に、心から哀悼の誠を捧げます。幌延町では、今のところ一人の感染者も確認されてはおりませんが、今後も引き続き皆様の御理解と御協力により、官民一体となって感染予防に努めてまいりたいと考えています。

本年は、私が町政を担わせていただいてから6年が過ぎ、2期目における任期の折り返しの年となります。町長に就任してから今日まで、町民の皆様の負託のもと町政の推進に尽力してまいりましたが、この間、皆様の御協力と議員各位のお力添えにより堅調な町政運営を進めてこられたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。昨年6月、町議会の議決をいただき、今後10年間のまちづくりの指針である「第6次幌延町総合計画」基本構想と重点戦略を策定させていただきました。基本構想では、住民一人ひとりの創意工夫を結集し、地域資源を最大限に活用しつつ、まちの産業を発展させて地域機能を維持し、誰もがうらやむ魅力あるまちづくりを進めるため、ま

ちが目指す将来像を「共に拓き、共に創り、未来へつなぐ！～笑顔と希望に満ちあふれるまち ほろのべ～」と決めました。私の任期は残り２年を切りましたが、この将来像に込められた願いを叶えられるよう、皆様の先頭に立って全力疾走する所存でありますので、引き続きお力添えを賜りますようお願いいたします。

次に、「まちづくりの基本姿勢」について申し上げます。

地域を守り続けるには、地域に暮らす人を守り育て、人を守るしごとを創り、暮らし良いまちづくりを進める必要があります。私は、「人づくり」、「しごとづくり」、「暮らし良いまちづくり」の三つを柱に、まちの魅力づくりを進めていきます。人々が「ほろのべ」で暮らし続けたい、住みたいと思うには「まちの魅力」が大切です。それは、生活環境の快適性や利便性・多様性であり、保健・福祉・医療・防災などがもたらす暮らしの安心感や子育て・教育環境の豊かさなどでもあるでしょう。人口２，３００人規模の自治体にとって、できることには限りもありますが、これらの環境やサービスの充実を可能な限り追求していくつもりです。一方、視点を変えてみますと、私たちの地域には広大な空間、農地と森林が広がり、水も豊かです。多様な自然に恵まれ身近に四季を感じ楽しむことができます。また、自然環境は、食料、エネルギー、水の安定供給や二酸化炭素吸収源にもつながる大切な資源であり、私たちの地域はその供給源であるのです。そのうえ、自然災害が極めて少ない安全な地であることも魅力の一つといえます。更には希薄になりつつあるとはいえ、地域での付き合いや支え合いなど、地域コミュニティが健在であり、物質的豊かさよりも心の豊かさを求める人たちにとっては、別な魅力を有する地域であるとも考えられます。私は、このまちに生きること誇りと喜びをもって未来へつなぐ、協働のまち、活力あるまち、笑顔あふれるまち、いきがいと希望に満ちたまち、人に優しいまちづくりを進めるとした幌延町民憲章の理念に立ち、今一度、私たちの地域の「あるものさがし」を精力的に行い、みんなの元気を結集して更に磨きをかけ、内外にまちの魅力を発信していきたいと考えています。

次に、予算編成について申し上げます。

令和３年度の予算は、公共施設の長寿命化対策など今後の中長期的な歳出見込みを踏まえ、町財政の健全性を考慮しつつ、「人」、「しごと」、「まち」づくりを推進するべく編成を行いました。とりわけ、第６次総合計画の重点戦略事業については、人口減少対策を推進するため、また、今後は集落機能維持に向けた総合的な対策が必要と考え、これらの施策に財源の重点配分を行い、事業費でおよそ２億４千６百万円の予算を計上しています。継続事業は事業の点検と見直しを行い、消費的経費は極力抑制しました。また、投資的経費は事業を絞り込み、産業の振興とくらしの安全安心、子育て・教育環境の充実に重きを置くとともに、社会資本の長寿命化にも配慮し予算編成を行いました。なお、令和３年度に実施を計画している事業のうち、制度設計や事業計画などの策定に時間を要するものについては、今後の補正予算により対応したいと考えています。以上の結果、令和３年度の当初予算は、一般会計４４億３４百万円、特別会計１２億６，２１２万円、合計５６億９，６１２万円となりました。

次に、第６次幌延町総合計画の体系に基づく、５つのまちづくり施策大綱に沿って、今年度の主な施策を申し上げます。

はじめに、「持続可能なまちづくりを進める」について申し上げます。

少子高齢化や転出等による人口減少や生産年齢人口の減少によって持続可能な地域づくりの構築が喫緊の課題となっています。まちづくりは、町民の地域に対する想いに始まり、それを形にしようとする行動力と、それをサポートする行政職員の熱意・技能により成り立っていく協働作業であり、民と行政が対話と情報共有を重ね、理解しあいながら、自助・共助・公助による役割分担と連携によって進めていくことが大切です。行政ニーズを把握し町政に反映させるため、町政懇談会や各種会合の場において広くご意見をお伺いし、広報誌や町ホームページなどをとおして、わかりやすい情報の提供に努めます。また、地域課題の共有・検討を図るため、町民参画の体制づくりを推進します。「協働のまちづくり活動支援事業」により町民主体の新たな取組や活動を支援し、協働のまちづくりを促進します。町民が生まれ育った地域や集落で暮らし続けることができるよう、集落生活圏の機能維持対策のための事業を継続し、問寒別地域をモデル地区として進めます。今年度は「地域コミュニティ形成事業」、「集落支援活動運営事業」として、地域おこし協力隊や集落支援員制度を活用し、また地域住民や道立総合研究機構などとも連携しながら、住民へのヒアリング調査等により把握した課題について整理検証を進め、地域の未来像について具体化を図るとともに、引き続き地域交通実証試験運行を通じて地域ニーズの把握や、有償運送実施に向けた運行体系及び体制の構築を図ります。あわせて支援を提供する拠点となる集落支援センター構築に向け、地域住民等による運営組織等の形成を目的に、人材育成や課題を解決するための体制づくりを進めます。

近年は、価値観の変化に伴い「田園回帰」という動きが活発化しており、また、コロナ禍を機に「ワーケーション」や「ワークスティ」といった新しい日常の場として農山村への関心が高まっています。このような社会環境の変化の中、まちおこしや地域の活性化には、良い意味で「若者、バカ者、よそ者」の力が必要だと言われています。強力なエネルギーを持ち、固定観念に捕らわれない「若者」、旧来の価値観の枠組みからはみ出すことを恐れず、既成概念を壊す「バカ者」、組織や地域の外にいて従来の仕組みを客観的に捉え、新しい見方を醸成する「よそ者」が、地域の変革や創造的破壊に必要な存在だということです。町では、6年前から秘境駅など鉄道系資産活用等による交流人口の増加に取り組んできました。この中で、町の取組に惹かれ共感した若者が本町へ移住し民泊を開業し、また、道外の学生複数人が合同会社を起業し幌延町を拠点に活動を始め、各方面における人脈・人材を活かして道北地域の経済活性化に取り組んでいます。このように交流人口は、まちとの関りが深まることで関係人口へと変化し、さらには移住・定住へと発展する可能性を有しますので、今後も人口減少を補うものの一つとして、その拡大に向けて取り組みを進めます。国では地域おこし協力隊や集落支援員制度などにより、都市部から過疎地域へ人を移住させる施策を推進しており、町も地域課題解決の担い手としてこれらの制度を積極的に活用していきます。町への移住検討者や移住促進住宅利用者向けのガイドブックを作成し、移住情報PR支援センター「ホロカル」を拠点に、まちへの移住情報発信を進めます。また、地域おこし協力隊員による移住ガイド等により、まちの魅力発信に努め、地域住民とのつながりを醸成することで移住促進を図ります。遊休資産所有者や住民に対

し「空き家・空き地バンク」への登録や活用を呼びかけ、町内における空き地や空き家の需給マッチングを進めます。また、公営住宅の入居資格基準を見直し、転入者等の住宅確保を助長します。「民営賃貸住宅建設促進助成事業」及び「定住促進持家住宅建設等奨励事業」を継続し、賃貸住宅や持家住宅の取得整備等を支援して定住・永住の促進を図ります。

社会・経済情勢が大きく変化し地方分権が進展する中、複雑化、多様化する行政ニーズや課題に対し、柔軟で効率的に対応できる行政運営と質の高い行政サービスの提供が求められています。住民サービスの向上と事務の効率化を図るため、各種証明書のコンビニ交付を実施しており、マイナンバーカードの普及促進とあわせて制度の周知を図ります。健全な財政運営を推進するため、町民に分かりやすい財政情報の公表を行うとともに、財源の確保に努め、適正な基金管理・町債管理を行います。また、簡易水道及び下水道事業の公営企業法適用に向けた取組を進めます。宗谷圏域や西天北地域における地域課題の一体的・総合的な解決と、圏域全体の活性化を図るため、関係市町村と連携協力して事務事業の共同処理化を進めていきます。

次に、「活力と賑わいを創る」について申し上げます。

北海道の農業・農村は、日本の食料生産基地として安全で良質な食料の安定供給と、食料自給率の向上などの役割を担い、美しい景観や国土と環境の保全など多面的な機能の発揮が期待されています。幌延町も酪農王国北海道の一員として、その一端を担っていますが、本町の酪農畜産を取り巻く情勢は、国際貿易交渉により国産乳製品に対する需給動向に不透明さが増したことに加え、農村を支える担い手の減少や耕作放棄地発生の懸念、労働力不足を背景とした生産性低迷への対応など、様々な課題に直面しています。こうした中、将来を見据えた酪農畜産の持続的な発展と競争力の強化を図るためには、広大な土地資源を活かした飼料増産により飼料自給率を高め、飼料生産基盤に立脚した経営の再確立と環境保全型・地域循環型生産構造の再構築に向けて、草地畜産基盤の総合的な整備を進めていくことが重要だと考えます。問寒別地区において新たに「草地畜産基盤整備事業」を実施し、草地整備改良、暗渠排水の整備を進めていきます。また、「道営畑地帯総合整備事業」を実施し、農業用水道施設の改修と統廃合を進めていきます。あわせて、幹線からの引込み施設の整備に向けて、上幌延開進地区及び問寒別地区で「給配水管改修工事」を実施します。農業用排水路及び農地機能の回復等を図る「幌延地区国営総合農地防災事業」については、事業が円滑に実施されるよう協力していきます。また、農地防災事業の対象外となった基幹的排水路については、「農業用排水路改修事業」により土砂除去を行い、支線や付帯排水路内の滞水状況を解消して、農地機能の保全と農作業の効率化を図ります。今年度は幌延地区の追分幹線明渠排水路での実施を予定しています。耕作放棄地の発生防止と農業の持つ多面的機能を維持し増進させるため、「中山間地域等直接支払事業」や「多面的機能支払事業」を推進します。町営牧場については、農家からの預託頭数が減少傾向にありますが、農家の省力化、低コスト化と本町の酪農を支える牛づくりのために重要な施設ですので、適切な飼育管理に努めつつ、今後のあり方について検討していきます。乳牛検定組合や生乳成分検査事業への補助により、乳質の改善を促し良質な生乳生産地化を図ります。「生乳生産拡大事業」を継続し、農家への初妊牛

購入補助によって経産牛飼養頭数の増加を進め、地域農業生産力の維持・向上を図ります。「酪農・肉用牛増産近代化施設整備支援事業」を継続し、生産施設及び機械設備の整備に対する補助を行い、施設の規模拡大による生産基盤の強化と近代化施設の整備による労働負担の軽減を図ります。また、地域全体で生乳生産量を増やす事とともに、家族経営が難しくなりつつある経営体への対応や地域農業の担い手の確保・育成といった課題解決策の一つとして、農業法人の設立等について農協とともに検討を進めていきます。「新規就農者支援事業」や「農業次世代人材投資事業」を実施し、町内で新たに就農した農業経営者の自立と経営安定を図ります。家畜ふん尿をバイオガスプラントで活用し、メタン発酵消化液として還元する環境保全型の酪農業を推進します。農協が実施する酪農ヘルパー事業やコントラクター事業について補助を継続し、労働負担の軽減と生産コストの削減などを進め、経営体質の強化とゆとりある農業経営を推進します。「家畜伝染病救済対策事業」を実施し、牛サルモネラ症等の家畜伝染病発生農場に対し、生産者が相互で行う扶助を支援し、被災農家の経済的損失緩和を図ります。

森林の有する地球温暖化防止や災害の未然防止・国土保全、水源涵養、保健・保養などの様々な公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林整備等を進めていくことは国土や国民の命を守ることにつながります。町では「町有林整備事業」を継続するとともに、森林環境譲与税基金を活用して「森林整備促進事業」や新たに「幌延町私有林等整備事業」を実施し、民有林の整備を促進します。

商工業は、人口減やコロナ禍による売上の減少に加え、ネット通販の増加や消費・投資の町外流出などにより厳しい経営環境が続いています。また、技術者や従業員の確保の他、事業者の技術向上等を目指した経営発達支援や自然災害などへの備えの強化による事業継続力強化が大きな課題となっており、よりきめ細やかな経営指導が求められています。商工会への支援充実と連携により商工業者の経営力向上や事業継続、従業員の確保・育成に係る取組などを後押しするとともに、プレミアム商品券の発行を支援し地域経済の域内循環促進を図ります。また、「まちづくり事業」により商工業者が行う新たな取組や起業を後押しするとともに、「商工業等振興促進事業」を継続し、店舗、事務所、社宅などの新築や改修等を補助し、商工業者の経営持続や開業等を誘導します。また、「商工業経営力向上促進事業」により設備投資に対する補助を行い、商工業者の経営基盤の安定強化を図ります。「商工業人材育成支援事業」や「雇用促進事業」により、従業員の研修や資格取得、正規雇用者の増員に対して補助し、事業継承者や従業員の育成と人材確保を支援します。「協働のまちづくり活動支援事業」などにより「ほろのべ」の資源を活用した地場産品づくりや、特産品・お土産品開発への取組を支援するとともに、商工会、町内飲食店と連携を図りながら町産食材活用メニューの開発と普及を進めます。「ふるさと応援推進事業」は、地場産品づくりによる返礼品の充実を図りながらふるさと納税の増収に努め、寄附者の期待に応えられるよう寄附金を適切に活用していきます。今年度は、酒造メーカーや北大天塩研究林と連携して、幌延町産ミズナラ樽により風味付けしたジンや梅酒などの試験製造やワイン用ぶどうの試験栽培に取り組みます。

町では、幌延町が宗谷地域を訪れる観光客の“交流点”となり、地域の資源を活か

した体験型観光サービスの提供等により、観光振興を通じてまちが潤い、元気になることなどを基本理念とする幌延町地域振興（観光）計画を策定し、アクションプランにより具体的な取組を進めることとしています。今年度は、「食ブランド・まちの拠点計画調査事業」を行い、幌延らしい食のブランディングに関する検討と、まちの拠点に関してこれまでの検討協議を踏まえ、町民生活の利便性向上につながる機能・サービスや施設の運営方式及び体制に加え、老朽化が進み更新等を要する公共施設の現況などを総合的に勘案して、施設整備の方針について検討を深めます。また、50回目の節目を迎える名林公園まつりやスノーカイト大会への開催支援を継続します。

深地層の研究については、原子力機構が令和2年度以降の幌延深地層研究計画に基づき推進しており、これまでの経緯や「三者協定」、「深地層の研究の推進に関する条例」を十分に踏まえて対応します。また、幌延の地下研究施設は最終処分場としない場所で技術を磨く「ジェネリック地下研究施設」であることや、研究の目的、得られた成果等に係る周知広報について継続して支援します。その他の調査・研究についても協定や条例の趣旨を踏まえ誘致又は受入れを図っていきます。幌延地圏環境研究所では、今年度から第3期長期計画期間に入り、これまで重点的に研究を進めていた地層中未利用有機物のバイオメタン変換技術が実用化試験段階に移行しています。また、幌延の地下環境から硫酸で呼吸する新種の細菌を発見するなど、有意義な研究成果をあげており、町といたしましても引き続き研究の推進を支援していきます。再生可能エネルギーについては、道北地域における有用な資源である風力エネルギーを活用するための送電網整備実証事業（中川～稚内間）が民間事業者により進められており、浜里地区における新規風力発電事業が建設着手となります。また、オトンルイ風力発電建替事業における環境アセスメント手続きも進行中であり、風力発電事業への協力を通じて地域における環境保全やエネルギー自給率の向上、温室効果ガス抑制などへの貢献を図っていきます。幌延町バイオマス産業都市構想に基づき、家畜ふん尿を主原料とするバイオガスプラント事業の検討を進めます。今年度は、幌延町全域がノンファーム型接続の対象エリアとして示されたことにより、高電圧売電を前提としたプラント建設の実現性が高まったことから、従来の小規模循環型に加え、大規模集中型プラントシステムの構築や活用方法について調査検討を行います。

次に、「健やかな暮らしを共にささえる」について申し上げます。

生活水準の向上と医療技術の進展などにより、生涯を通じた健康づくりや健康寿命の延伸、医療体制充実に対する関心が高まっています。町では「自分の健康は自分で守る」という考え方を基に町民の健康保持を後押しするため、「第2期幌延町健康増進計画」に沿って保健事業を推進します。疾病予防対策として、インフルエンザ予防接種費用の助成範囲を拡充します。また、各種予防接種費用の助成をはじめ、65歳以上の町民を対象とした带状疱疹予防接種費用の助成や禁煙外来治療費の一部助成を継続します。母子保健事業では、妊産婦健康診査助成事業や不妊・不育症治療費助成事業、新生児の聴覚検査に対する助成事業を継続します。また、母子の成長とともに生じる不安感や疑問等に対し、保健師と栄養士が連携して健康相談に応じるとともに、子育て支援センターとも協働しながら子育て支援を進めていきます。町民の自主的な健康づくりを促進するため、運動習慣定着を目的とした運動教室や、健康的な食習慣

を推進するための料理教室を実施するほか、「いきいきブルピーポイント事業」を推進します。町民が安心して暮らしていけるよう、国保診療所における医療スタッフの確保と医療施設及び機器の整備を図り、初期医療と24時間救急医療体制の確保に努めます。また、2次・3次医療機関や保健・介護分野、消防との連携にも努めます。今年度は、発熱外来用玄関及び診察室の整備など施設の一部を改修するとともに、機器の整備により感染症対策の強化を図ります。また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましても実施体制の構築を図ります。

身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合い、様々な困難を抱えた場合でも社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができるよう、包括的に支援する「地域共生社会」の実現が求められています。独り暮らしの高齢者等が地域で自立した生活ができるよう、「高齢者生活支援事業」により除雪や給食サービスを実施するとともに、町内の社会福祉法人と連携してホームヘルプサービスや福祉有償運送サービスの提供を行います。また、集落機能維持への取組を通じて高齢者等の日常生活や居場所づくり、生きがいづくりなどへのサポートを試みます。また、独居高齢者の安否確認や安全を守るため、緊急通報システムの設置や安心バトンの配置を引き続き行うとともに、民生委員や民間事業者の方々と連携を図りながら、地域で高齢者を見守る活動を推進していきます。認知症などにより判断能力が低下しても、住み慣れたまちで安心して暮らし続けていけるよう、社会福祉協議会に運営委託している成年後見支援センターと連携し、市民後見人へのフォローアップと町民への普及啓発や相談対応、申立等の支援に努めていきます。介護保険事業は、令和3年度から5年度までを期間とする「第8期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づき運営していくとともに、在宅生活支援サービスや高齢期の居住環境の充実について検討を進めていきます。介護予防や重度化防止とともに、要介護者等が居宅や施設で適切なサービスが受けられるよう、地域包括支援センターを中心に医療・保健福祉分野と連携し、地域住民とも協働して包括的支援体制の構築に努めます。介護予防・日常生活支援総合事業として訪問型サービスや通所型サービスなどを実施していますが、幌延福祉会と連携して実施している夕方デイサービスは、利用対象者へのさらなる周知を図ります。また、介護予防のために高齢者の心身・生活状況の把握や相談支援に努めるとともに、作業療法士等を活用して閉じこもり予防のための「にこにこ教室」や、運動・口腔機能の向上を図る「はつらつ教室」を継続します。包括的支援事業としては、住み慣れた地域での生活を送り続けられるよう、地域包括支援センターを中心に随時相談に応じ、認知機能の低下がみられるケースについては、認知症初期集中支援チームを活用するなど関係機関と連携し、本人及び御家族の生活状態や意向を確認しながら適切な支援体制につなげていきます。また、支援を必要とする軽度・独居の高齢者を支える多様なネットワークづくりのため、ケア会議などを活用しながら検討していきます。認知症総合支援事業では、認知症になっても安心して生活できる地域を目指し、住民が認知症を正しく理解していく機会としての講演会「VR認知症体験会」を開催します。介護保険の被保険者が介護サービスの提供を受けるにあたり、どの地域で、どの事業所を選択しても、個人負担額に地域間格差が生じないように、「介護保険給付外交通費助

成事業」を継続します。施設介護の中心的施設である特別養護老人ホーム「こざくら荘」は、収支不均衡が続いていますので、運営法人に経営努力を求めるとともに、運営費の一部と施設補修経費等に対し補助します。不足する介護職人材の確保のため、外国人介護福祉人材育成支援協議会への加盟を継続し、介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対し奨学金の貸付を行います。

子育てにおける負担感の増大や保育ニーズの拡大など、社会環境の変化により地域全体で子育て家庭を支え、子どもを健やかに育む環境づくりが求められており、子育て支援施策は「第2期幌延町子ども・子育てプラン」に沿って総合的かつ効果的に推進します。安心して子どもを産み育てることができるよう、「不妊・不育症治療費助成事業」や「妊産婦健康診査助成事業」、「出産祝金及び養育手当支給事業」などにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援を継続します。認定こども園や問寒別へき地保育所の運営体制を維持するとともに、研修により職員の資質向上を図り、安心安全な保育サービスの提供に努めます。また、放課後児童保育の安定的な運営のため、スタッフの確保に努めます。なお、英語教育、自然体験学習、リズム教育など幼児期をとおして育まれてきたことが小学校の学習に円滑に接続されるよう、小学校との連携を図っていきます。子育て支援については、子育て支援センターやファミリー・サポート・センターに係る利用者や会員向けの講習会などを実施し、気軽に利用できる環境づくりに努めます。また、高校生までの「子ども医療給付費事業」や「奨学資金貸付制度」などにより、子育て期の医療や教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

障がい者福祉については、令和3年度から5年度までを期間とする「幌延町障がい者総合支援計画」に基づき、支援やサービス確保への取組を継続します。障がい者やその家族が安心して生活できるよう、自立支援制度の普及啓発と相談支援体制を維持するとともに、在宅生活者の移動支援など、障がいの状態や家庭、住宅などの状況に応じたサービスを提供していきます。また、町内の福祉施設や事業者の方々と連携しながら、障がい者の就労の場づくりと就労支援を図ります。幌延町・天塩町・遠別町の3町で共同設置している子ども発達支援センターが、適正かつ安定的に管理運営されるよう、他町及び運営委託事業所と連携を図ります。障がい者等の経済的負担軽減を図るため、心身障がい者等が治療、検査、自立促進及び発達支援のために、道内の専門医療機関等へ通院又は通所する場合の費用の一部助成を継続します。知的障がい者の暮らしの場、生活支援の場となる「幌延町立北星園」については、指定管理者である社会福祉法人との協定に基づき、業務が適正かつ円滑に管理運営されるよう努めます。

低所得者の自立を図るため、関係機関と連携して生活困窮状態への支援や、生活保護世帯の生活安定と自立に向けた相談・支援に努めます。また、高齢者世帯等に対し灯油価格高騰時の暖房用燃料購入費の一部助成を行う「冬の生活応援事業」を継続します。

次に、「生きる力と文化を育む」について申し上げます。人を支え、地域を支え、まちを興していくのは「人」であり、まちづくりの基本は「人づくり」にあると考えます。社会の在り方が劇的に変わるSociety 5.0の到来の中、幌延町の未来を担う子

どもたちが、その社会の変化に主体的に向き合いながら、自らの可能性を発揮し、未来を切り拓いていく力を育む教育の推進に努めます。特に、急速な技術革新や情報化、グローバル化の発展に対応した教育の充実と、特別支援教育や本町の特性を活かした教育の充実に努めます。子どもたちの情報活用能力等の向上を図るため、文部科学省の「GIGAスクール構想」に基づいて整備したＩＣＴ機器の効果的な運用に努めるとともに、幌延情報教育センターを中心とした教育実践を推進します。また、国際社会の一員として外国語を使ってコミュニケーションが図れる能力や態度を育成するため、外国語指導助手の配置など、指導体制の充実を図ります。特別支援教育では、インクルーシブ教育システムのもと、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実に努めます。社会教育では、町民が生涯をとおして豊かに学び、生きがいを実感できるよう、幼児から成年、高齢者まで、それぞれの年代に応じた学びの機会と環境づくりに努めます。施設の改修においては、今年度は、幌延小学校体育館換気設備改修工事や、幌延町総合体育館のアリーナ換気設備工事やトイレ等全面改修工事などを実施します。私は、未来の幌延町を担う子どもたちの健やかな成長と、創造性豊かな生涯学習社会の実現に向けて、幌延町教育委員会の教育行政執行方針を尊重しながら、学校教育及び社会教育を推進していきます。

次に、「豊かな自然と安全を守る」について申し上げます。

産業経済活動の拡大や生活行動の広域化、地域間交流の活発化などにより、道路網の整備は必要不可欠な基盤整備となっています。一方で、昭和から平成時代にかけて整備された社会基盤の老朽化が進んでおり、安全確保に向けた点検と補修による長寿命化が求められています。国道整備は、新たな天塩大橋が昨年１０月に供用開始され、接続する天塩防災事業や幌富バイパス幌延インターの立体交差工事についても引き続き工事が継続されますので、早期完成に向けて国に要請します。道道稚内幌延線の幌延郵便局前交差点から幌延小学校付近交差点までの道路整備は、今年度から実施設計に入る計画で、車両や通学児童らの歩行者が安全に通行できるよう、事業の推進に向けて北海道へ引き続き要請します。町道整備は、３条仲通線と駅前仲通線の道路改良に向けた設計調査などを実施します。また、栄町５号線などのオーバーレイ舗装等を実施するとともに、児童・生徒の安全で安心な通学路の確保のため栄町４号線と南３丁目線の縁石補修を実施し、令和元年度より法面崩落のため通行止めとしていました上幌１号線は補修工事を実施して、適切かつ計画的に維持管理を進めながら道路交通の安全確保に努めます。橋梁は、定期点検を２２橋実施し、長寿命化修繕計画に基づき下平橋の補修工事を実施します。また、新規補修として下の橋と豊栄橋の補修工事と、五条橋と白扇橋、開原橋の設計を実施します。鉄道は、宗谷本線の名寄～稚内間が「維持困難線区」となっており、持続的に維持していくための仕組み作りが検討されています。沿線自治体などで構成する宗谷本線活性化推進協議会では、利用促進や経費節減等の事業計画（アクションプラン）を推進しており、町としても地域との調整を図ったうえで利用の少ない上幌延駅と安牛駅の廃止を受け入れ、また、その他の５駅については地域における公共交通手段確保や観光資源保全の観点から、当面は町が管理人員の確保と駅舎等の維持管理費を負担することにより存続を図ることとしました。住民の生活交通対策については、バス事業への補助を継続し、生活交通路線等

の確保を図るほか、高齢者、障がい者等の交通弱者や自動車免許返戻者の日常生活における利便性向上を目的とした移動支援制度を構築し、年度内に運用を開始する計画です。

公営住宅の機能維持を図るために長寿命化改修を計画的に進め、今年度はこざくら団地3・4号棟の屋根防水補修と外壁塗装塗替を実施します。名林公園については、樹木診断を継続するとともに、調査結果から危険と判断された樹木については伐採など適切な処置を図ります。

簡易水道は、老朽化している施設や機器の更新を計画的に進めて水道水の水質保全と安定供給に努めます。今年度は、南2丁目線の配水管布設替えを行います。公共下水道は、下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道管理センターサイクロン型沈砂分離機などの更新を行い、適切な管理に努めていきます。なお、簡易水道及び下水道事業については、昨年度から引き続き地方公営企業法適用に向けた取組を進め、令和5年度からの公営企業会計への移行を目指します。

地球温暖化や海洋汚染等が世界的な問題となっており、ゴミ処理をはじめ資源循環型社会の実現に向けた取組は、地球規模で考えていかなければならない課題となっています。家庭などから排出される一般廃棄物の処理については、分別と再資源化により一般ゴミを減量化することにより、最終処分場の処理可能年限を延ばして、今後の費用負担の軽減を図っていくことが重要です。そのため、ゴミの適正な分別と排出について西天北五町衛生施設組合と連携して住民に協力を働きかけていきます。また、西天北五町衛生施設組合では使用済み紙おむつと剪定枝等の木質バイオマスから混合燃料を製造する施設「サーマルリサイクルファクトリー」が稼働しますので、町としてエネルギーの地産地消と温暖化対策推進、最終処分場の延命化などに寄与できるよう、今年度から特別養護老人ホーム「こざくら荘」で運転を開始するペレットボイラーに対する支援をとおして、混合燃料の地域利用を進めます。斎場については、高齢者や障がい者等の使用に配慮した改修の検討を進めます。なお、町有霊柩車の運行については、車両の老朽化と運転手確保の問題などを考慮し、令和2年度をもって廃止することとしますが、御遺族の新たな費用負担が発生することになりますので、支援措置として、斎場使用料の減額や霊柩車利用助成制度を実施します。

町民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の整備を進めます。今年度は、幌延支署の高規格救急自動車とデジタル無線設備機器の更新を行います。なお、消防及び救急用の車両や資機材については、機能維持が図られるよう計画的に更新していきます。我が国の防災対策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方が取り入れられ、住民の自助や共助意識を高める防災教育や住民の避難に関することなど、平時における市町村の役割が増大しています。また、町としては洪水や土砂災害、地震、長時間停電など、突発災害への対応力を備えることが重要課題です。このため防災専門員の配置を検討します。そして地域防災計画やハザードマップの改訂を図りながら、防災意識を高める取組や防災教育を推進するとともに、自主防災組織と連携して避難訓練などを進めていきます。また、水害や感染症、避難所に対応する備蓄の増強と、情報伝達手段強化のための調査検討を行います。

「ポロヌプ」に開拓の鍬がおろされてから122年。鬱蒼とした密林に覆われた北の

大地を開拓した先人たちの労苦は筆舌に尽くし難く、前人未踏の地に踏み込む勇気と旺盛な行動力を持った開拓者魂、そして、どんな労苦や困難にも挫けない不撓不屈の精神によって幌延町の礎が築かれ、私たちは今日の繁栄を享受しています。私たちは、北緯45度の厳しい風雪に耐え、幾多の苦難を乗り越えて、今日の「ほろのべ」を築いてこられた偉大な先人に学び、感謝するとともに、その意志を受け継ぐべき者たちとして、「開拓者魂」と「不撓不屈の精神」をもって様々な課題に立ち向かい、「ほろのべ」の二世紀目を切り拓き、築いていかなければなりません。

みなさん。幌延町の未来創造に向かって、力を結集し歩みを進めようではありませんか。ここに、町民ならびに議員の皆様の、深甚なる御理解と御協力をお願い申し上げます。令和3年度町政執行方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

教 育 長 木 澤 瑞 浩 君

令和3年第2回幌延町議会定例会の開会にあたり、令和3年度の教育行政に関する執行方針を申し上げます。

これからの社会は、急速な技術革新や情報化、グローバル化の発展などにより、急激に変化することが予測されます。次代を担う子どもたちには、こうした社会の変化に主体的に向き合いながら、自らの可能性を発揮し、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる力を身に付けさせることが求められています。幌延町教育委員会は、子どもたちがふるさと幌延町への誇りと愛着を持ち、世界に視野を広げ、多様な人々と協働しながら、地域の発展を支える人材として育っていくことができるよう教育施策の推進を図り、本町の教育行政の充実・発展に取り組んでいきます。また、新型コロナウイルス感染症対策については、学校、保護者の皆様、関係機関と連携し、その対応に万全を尽くしていきます。

第1に学校教育について申し上げます。

学校教育においては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、新しい時代に必要となる資質・能力を子どもたちの発達段階に応じて、確実に身に付けさせることが必要です。そのため、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善やICT機器の積極的な活用、学校・家庭・地域が連携・協働を図り、教育効果を高めるカリキュラム・マネジメントの実践を推進します。

1. 確かな学力の向上

子どもたちの確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力や、主体的に学習に取り組む態度を育成することが重要です。このため、北海道教育委員会の「授業改善推進チーム活用事業」を幌延小学校で取り組みます。また、宗谷管内が一体となって推進する「宗谷の学力向上プラン」の「検証改善サイクルの確立」や「授業改善の推進」、「学習習慣・生活習慣の確立」の三つの柱に基づいた取組の充実に努めます。学習指導においては、言語能力の育成や理数教育の充実を図るため、ティーム・ティーチングや習熟度別指導、ICT機器やデジタル教材を効果的に活用するとともに、放課後学習や家庭学習の一層の充実を図るため、「学習支援事業」に取り組みます。また、文化庁の「文化芸術による子ども育成総合事業」や、北

海道立教育研究所の「移動理科教室事業」などを活用した学習に取り組みます。さらに、学習意欲の向上を図るため、漢字検定や英語検定の受験料助成の活用を推進します。

2. 豊かな心の育成

子どもたちの健やかな成長のためには、規範意識や他者への思いやり、生命を大切にする心など、豊かな人間性を育むとともに、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成することが重要です。このため、道徳科の目標や年間指導計画に基づいた教材を活用し、「考え、論議する」道徳の時間の充実に努めます。また、北海道教育委員会の「子どもの心に響く道徳教育推進事業」や人権擁護委員による「人権教室」などを実施するとともに、学校の教育活動全般において、「自己決定」の場面の設定、「共感的な人間関係」の構築、「自己有用感」を高めるなどの指導の充実に努めます。また、読書活動をととして、豊かな感性や情操を育成するため、各学校の朝読書等の充実に努めるとともに、家庭での読書習慣の啓発に努めます。

3. 健やかな体の育成

子どもたちの体力は、あらゆる活動の源として、意欲や気力の充実に大きくかわり、心身ともに健やかに生きるためには、体力の向上、健康の維持増進を図ることが重要です。このため、各学校においては、全学年の「新体力テスト」や「全国体力・運動能力・運動習慣調査」の分析結果に基づいた「体力向上プラン」を作成し、日常的に運動やスポーツに親しむ機会の設定や、北海道教育委員会が推奨する「どさん子元気アップチャレンジ」など、各学校の創意工夫による体力向上の取組を推進します。また、町内小学校が「小学校体育エキスパート教員巡回指導事業」を活用し、体力や運動能力の向上に努めます。食育の推進においては、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に向けた取組を進めるとともに、食物アレルギーの対応や衛生管理の徹底に努め、子どもたちが楽しい給食の時間を過ごせるよう学校給食の充実に努めます。

4. 特色ある教育の推進

子どもたちがこれからの社会を生き抜くためには、国際社会の一員としてのコミュニケーション能力、技術革新や情報化に対応する情報活用能力などを育成することが重要です。このため、外国語教育では、外国語指導助手等を配置し指導体制の充実に努めるとともに、小学校では「小学校英語 de トライ」、中学校では「英検 I B A」などの取組を推進します。また、子どもたちが、英語に慣れ親しむことができるイングリッシュルームの活用と工夫に努めます。情報教育では、文部科学省の「G I G Aスクール構想」に基づき、I C T機器の効果的な運用に努めます。また、幌延情報教育センターでは、テレビ会議システムを活用した小中それぞれの教科指導の充実に努めるとともに、Web 会議サービス等を活用し、「民族共生象徴空間ウポポイ」などと連携した多様な遠隔授業を推進します。さらに、I C T機器を活用した家庭学習の在り方を発達段階に応じて検証します。プログラミング教育については、北海道教育委員会の「プログラミング教育事業」を幌延小学校で取り組みます。小中一貫教育では、9年間の系統的・継続的な教育を行うため、外国語教育や情報教育等の指導計画の作成を進めます。また、中学校教諭の小学校への乗り入れ授業や小学生や中学生がそれぞれ

れの学校を訪問する交流授業などに取り組みます。さらに、幌延の自然環境や産業などを生かした体験活動やふるさと教育の充実を図るとともに、望ましい勤労観や職業観を育むため、各学校の実情に応じた職場体験学習など、キャリア教育を推進します。

5. 地域と支え合う学校づくり

子どもたちが多様な人々とかかわり、様々な経験を重ねながら、新しい時代を生き抜く力を身に付けるためには、学校はもとより、家庭や地域社会が連携・協働して、それぞれが十分な機能を発揮することが重要です。このため、教育課程の理念に基づき、子どもたちに必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に努めます。また、学校・保護者・地域住民が協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支える仕組み「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を活用した学校運営を推進します。教育課程の実施にあたっては、地域の人的・物的資源の活用や社会教育との連携により内容の充実に努めます。また、学校評価を学校運営に生かすとともに、学校だよりの地域配布や学校ホームページを活用した情報発信に努めます。

6. 教職員の資質、指導力の向上

教育の直接の担い手である教職員は、法令を遵守し、時代の要請に応じて、継続的に資質や能力の向上に努めることが重要です。このため、北海道教育委員会が実施する「教員研修計画」に基づき、教員のキャリアステージに応じた研修会や、教科指導等の専門性を高める研修会への参加を奨励します。また、幌延町教育研究所や幌延情報教育センターが主催する実践的指導力を高める研修内容の充実を図ります。さらに、Web 会議サービス等を活用し、大学や高校と連携した遠隔研修会などを推進し、教職員の資質や指導力の向上に努めます。教職員の服務規律の徹底については、不祥事や服務に関する資料等を効果的に活用し、職場研修や面談等の一層の充実を図ります。学校における働き方改革については、国や北海道の方針に準じた「幌延町アクションプラン」に基づき、業務改善を推進します。また、「北海道公立学校校務支援システム」を活用し、事務の効率化に努めます。

7. 心の教育相談体制の推進

子どもたちの心身両面にわたる健康問題の複雑化・深刻化が指摘されていることから、学校においては、心の不安や悩みを抱える児童生徒のサインを見逃すことなく、保護者や地域、専門機関等と連携を図りながら、適切に対応することが重要です。このため、「幌延町いじめ防止基本方針」に基づき、子どもたちの望ましい人間関係の醸成はもとより、「いじめに関するアンケート」や「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート」、計画的な教育相談を実施するとともに、保護者や専門機関と連携し適切な対応に努めます。また、生徒の悩みや不安を和らげるため、子どもの心サポート相談員を幌延中学校に配置します。子どもたちがネットトラブルの被害者や加害者にならないよう、インターネットの利用における情報モラル教室の開催や、家庭でのインターネット利用時間などのルールづくりを啓発します。また、生活習慣を確立するための「生活リズムチェックシート」を積極的に活用します。

8. 特別支援教育体制の充実

インクルーシブ教育システムのもと、学校においては、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ることが重要で

す。このため、幌延町特別支援教育連携協議会を中心に、北海道稚内養護学校や各関係機関と連携し、教育相談の充実を図るとともに、「幌延町子育てファイル」や「個別の教育支援計画」を基に長期的な視点で乳幼児期から中学校卒業まで、個々に応じた的確な教育的支援に努めます。また、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上や特別支援教育への理解を深める「特別支援教育セミナー」を開催します。さらに、通常の学級においても支援を必要とする児童のために、特別支援教育支援員を幌延小学校に配置します。

9. 安全安心な教育環境の推進と就学支援

学校においては、安全教育や安全管理の充実を図り、児童生徒の安全・安心を確保することが重要です。このため、交通安全や防犯・防災教育の充実を図り、児童生徒の安全確保に努めます。また、PTAや幌延町青少年健全育成連絡協議会、幌延町安全で安心なまちづくり推進協議会、各関係機関との連携・協働により、子どもたちを危険から守る取組に努めます。学校施設の修繕や維持管理に努め、子どもたちの快適で安全な学習環境を確保します。今年度は、幌延小学校の体育館の換気設備改修工事などを実施します。また、小中一貫教育の推進と今後の学校施設の在り方について検討を進めます。経済的理由により就学支援を必要とする保護者に対しては、学用品費や給食費等の援助制度、また進学する学生に対しては、奨学資金制度の活用啓発に努めます。

第2「社会教育」について申し上げます。

町民一人ひとりの自主的な学習や町民相互の学習活動、地域活動は、地域の連帯や教育力を高め、豊かな暮らしを支える基盤となるものです。その推進を図るため、「幌延町第7次社会教育中期計画」の5つの柱に基づいた社会教育の充実に努めていきます。

1. 幌延を知るための学びの場づくり

町民一人ひとりが、生きがいのある充実した人生を送ることを目指し、乳幼児から成年、高齢者が参加できる多様な学習機会の拡充や、その学習の成果を生かすことができる環境をつくることが重要です。このため、社会教育だよりや体育館だより、町のホームページや告知端末機等により情報を発信し、各種事業の啓発や参加促進に努めます。ふるさと幌延町の豊かな自然や産業などを理解し、伝承していく事業では、生涯学習アドバイザーによる学習会や展示会の開催、親子・異世代・地域の交流や「ふるさと自然体験チャレンジ教室」を開催します。生涯学習の観点から、高齢者の学習機会として「生きがい教室」、一般町民を対象とした「英会話教室」や「映画観賞会」等を開催します。

2. 地域の営みに参画できる仕組みづくり

町民の社会参画活動を促進するためには、文化・スポーツ活動の充実や子育てを支援する取組が重要です。このため、文化・スポーツに親しむ環境づくりでは、文化活動を広め町民の自主的な創作活動や、地域の文化祭事業等を実施している幌延町文化協会、運動に親しむ機会や各種スポーツ大会等を開催している幌延町体育協会の取組を支援します。芸術鑑賞機会の充実を図るため、今年度は中学生を対象に「学校舞台公演」の開催や町民を対象とした「スティーロパコンサート」の公演、町民の学習

成果の発表の場として、金田心象書道美術館を活用した「ミニギャラリー展」や「音楽のタベコンサート」を計画しています。また、運動に親しむ機会の充実を図るため、「運動教室」や「ニュースポーツ教室」等を開催します。地域の子育てや家庭の教育力を高めるために、ボランティア活動、PTA活動等を支援していくとともに、子育て支援センターとの連携や地域人材の有効な活用に努めます。

3. 子どもたちの自立を促す環境づくり

子どもたちの体験活動の充実や健全育成を推進するためには、地域の教育資源などを生かした取組が重要です。このため、子どもたちの体験活動や異年齢の交流活動を地域ぐるみで取り組んでいる幌延町子ども会育成連絡協議会や、ワラベンチャー問寒クラブ等の活動を支援します。また、ふるさとの自然とのふれあいや、親子・異世代・地域と交流する事業については、北大天塩研究林や遊考会、町内の各サークルや各事業所の協力を得ながら内容の充実を図ります。子どもたちの体験活動の充実や豊かな感性を育むため、「親子ふれあい人形劇公演」や異年齢の友達と交流する「放課後子ども教室」、長期休業中における望ましい生活と学習習慣の定着を図る「ほろのべ朝活プロジェクト」、学校と連携した各種スポーツ大会などをそれぞれ開催します。さらに、社会のリーダーとして地域づくりに参画する知識を学ぶ「ジュニアリーダーコース」や、青少年の健全育成を目的とした「少年の主張」等への参加を奨励します。

4. 次代に向けて挑戦し続ける風土づくり

生涯学習活動を推進するためには、研修機会の充実や各種団体、事業所等を含め、地域における協働の取組が重要です。このため、生涯学習を推進する社会教育委員やスポーツ推進委員等の研修機会の拡充やボランティアの研修会への参加を奨励します。また、北海道教育委員会が行っている「家庭教育サポート企業等制度」の周知や活用に努めます。地域のコミュニティ活動の推進では、学校施設や社会教育施設の有効活用を進めるとともに、地域団体の活動を支援します。生涯スポーツの推進では、スポーツ指導者の発掘や育成に努めるとともに、保健福祉課保健グループ等と連携を図り、健康づくりを推進します。

5. 学習活動の拠点づくり

生涯学習活動を推進するためには、社会教育・文化・スポーツ施設の設備や機能を充実させることが重要です。このため、幌延町生涯学習センターについては、隣接する国際交流施設と相互連携を図りながら、町民が利用しやすい施設運営に努めます。また、問寒別生涯学習センターについては、利用者のニーズを把握しながら、利便性のある施設運営に努めます。図書室の利用促進については、「幌延町子どもの読書活動推進計画」に基づき、移動図書や企画展、読み聞かせ会の実施、北海道立図書館のインターネット予約貸出サービスの活用、認定子ども園や学校との連携を一層推進します。社会教育施設の改修については、今年度、幌延町総合体育館アリーナ換気設備工事やトイレ等全面改修工事などを行います。今後も安全で安心な施設の維持管理と施設運営に努めます。

以上、令和3年度の教育行政に関する執行方針を申し上げましたが、本町の「心豊かな人と文化を育むまちづくり」の推進に一層の努力を重ねる所存です。町民の皆様、町議会の皆様の一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針と

いたします。

議長 長 高 橋 秀 之 君

以上をもって、「令和３年度町政執行方針」並びに「令和３年度教育行政執行方針」を終わります。

ここで、１４時４５分まで休憩します。

(１４時２６分 休 憩)

(１４時４５分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第１６ 議案第１１号「幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第１１号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早 坂 敦 君

議案第１１号「幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、議案第３号で議決いただきました、子ども医療費の助成に関する条例との関係性を整理し、対象者の利便性を確保するため、関連する条文を改正しようとする内容であります。

それでは、配布しております新旧対照表と併せてご覧願います。

第４条の改正は、助成の額を定めるものであり、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成対象者で、子ども医療費の助成受給資格を有する者が申請する場合、従来は子ども医療費により助成を受けていた一部負担金相当額について、重度・ひとり親助成で一元的に受けられることとすることで、受給資格者の利便性を向上しようとする改正です。

次に附則であります、第１項で、この条例は令和３年４月１日から施行することとしております。

また、第２項経過措置として、改正後の第４条ただし書きの規定は、令和３年４月１日以降の医療費について適用し、同日前の医療費に係る助成の額については、なお従前によるものとしております。

以上、議案第１１号の提案理由の説明といたします。

議長 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１１号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 12 号「幌延町斎場等使用条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第 12 号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早 坂 敦 君

議案第 12 号「幌延町斎場等使用条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

このたびの改正につきましては、町有霊柩車の老朽化及び運転士確保の問題点等から、霊柩車事業を廃止する方向で結論づけ、まちづくり常任委員会でも御報告させていただいたところですが、そのことに伴い、関連する条文を改正しようとする内容があります。

それでは配付しております新旧対照表とあわせてご覧願います。

1 ページをごらんください。

霊柩車の廃止に伴い、本条例の位置づけが斎場限定の設置を規定するものとなることから、条例の題名を幌延町斎場設置条例に改めることとしております。

第 1 条では、設置の趣旨について規定しておりますが、町有霊柩車を廃止することに伴い、霊柩車の文言を削除することとし、併せて、本条例を斎場のみ定義する条例内容にする必要性から、霊柩車を含む斎場等とする用語の定義を削除しようとするものであります。

なお、この改正の影響で、第 3 条、第 4 条及び第 7 条において、斎場等の等を削除する改正を行っております。

第 2 条では、設置及び名称について規定しておりますが、第 1 条の改正同様、霊柩車部分を削除することとしております。

また、本条例が斎場限定の設置規定となることから、号建てをせず、斎場の名称及び位置の規定条文に改めようとするものです。

次に裏面の 2 ページをご覧ください。

別表では、斎場の使用料を規定しております。

町有霊柩車の廃止に伴い、斎場使用者の費用負担が増加することから、その支援措置の一環として、これまで、町有霊柩車を使用可能であった区分の 1 号から 3 号までを、一律 5 千円減額しようとするものであります。

また、これまで明確化していなかった身体の一部についても、今回、新たに料金設定を行うこととし、炉の使用状況等を考慮した結果、料金は 6 千円と設定しております。

また、備考では、本町に住所を有しない者の料金加算について規定しておりますが、対象者を明確化するため、申請者及び死亡者のいずれもが、本町に住所を有しない場合に加算使用料を徴収するよう文言を改めようとするものです。

次に附則であります、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、議案第 12 号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第13号「幌延町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

議案第13号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

議案第13号「幌延町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この度の改正は、第7期介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険法に基づき令和3年度から令和5年度までの各年度の第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、令和2年度税制改正等に伴う介護保険法施行令の改正を踏まえ、保険料率の算定に係る合計所得金額の算定方法を見直す必要があることから、幌延町介護保険条例の一部を改正するものであります。

第8期介護保険事業計画では、本町の人口はゆるやかに減少していきませんが、高齢者はおおむね横ばいで推移すると見込んでおり、要介護認定者につきましても、おおむね横ばいで推移し計画最終年の2023年度の要介護認定率は17.6%と見込んでいます。また、介護給付費は、第7期計画期間の実績を基礎データとし、厚生労働省の試算システムにて算出した結果、居宅介護サービスをはじめとし、介護老人福祉施設の入所や認知症対応型グループホームの利用が緩やかに増加することが見込まれたことから、第8期計画の総給付費を約4億9700万円と推計しています。第8期計画では、第7期計画の余剰金を積立てた介護給付費準備基金からの繰入金で約1千万円見込み、第1号被保険者の保険料基準額を年額64,800円、月額では5,400円としております。年額では、2,600円、月額で214円の減額となり、率にいたしますと、3.8%の減額改定であります。

お手元に配布しております新旧対照表を併せてご覧願います。

条例中、第2条第1項では、保険料率を規定しておりますが、規定する期間を現行の「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、保険料の額は、第1号を32,400円、第2号を48,600円、第3号を48,600円、第4号を58,300円、第5号、これが基準保険料となりますが64,800円、第6号を77,800円、第7号を84,200円、第8号を97,200円、第9号を110,200円に改めることとしております。

第2条第2項から第4項までは、第1段階から第3段階までの階層の保険料の減額

措置に関する規定であり、

この度の負担軽減措置により、第１段階の保険料が１９，４００円に、第２段階の保険料が３２，４００円に、第３段階の保険料が４５，４００円に、それぞれ負担を軽減することとしております。

第５条第１項では、普通徴収の特例について規定していますが、合計所得金額の内容を、改正後の介護保険法施行令の合計所得金額の算定方法と同様に改正するものであります。

なお、改正附則であります。第１条では、この条例の施行期日を、令和３年４月１日としております。また、第２条及び第３条では、条例第２条の保険料率の規定と、条例第５条の普通徴収の特例の規定は、それぞれ令和３年度以降の保険料から適用し、令和２年度以前の年度分の保険料は、従前のとおりの保険料とするとしております。

以上、議案第１３号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１３号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第１９ 議案第１４号「幌延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第２０ 議案第１５号「幌延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第２１ 議案第１６号「幌延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、及び、日程第２２ 議案第１７号「幌延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の４件は、関連がありますので、会議規則第３７条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第１４号から議案第１７号までの、４件は、一括議題とします。

議案第１４号から議案第１７号までの提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

ただ今、一括上程されました議案第14号「幌延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第15号「幌延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第16号「幌延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第17号「幌延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

2000年4月に開始した介護保険制度は、あらゆるニーズに対応すべく3年に1度の改正が行われており、この度、来年度から始まる第8期計画期間に向けて、介護保険法や関連法及び基準等の一部改正が行われました。この法律等一部改正の主な事項につきましては、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることを目的とした内容となっており、感染症対策や業務継続に向けた取組として、計画や指針の整備、研修や訓練の実施が全ての介護サービス事業者には義務付けられる他、高齢者虐待の発生又はその再発防止等の措置を適切に実施するための担当者設定や、認知症対応力向上を目的とした無資格者への認知症介護基礎研修の受講等が義務付けられます。

また、介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けたハラスメント対策の強化や、業務の効率化・業務負担軽減を推進するためのICT活用、人員配置基準の緩和などの見直しが行われる一方で、施設系サービスでは、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことが求められる他、栄養ケアマネジメントの充実のため、現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置を位置付けることとされました。

これらの改正を受け、介護保険法により、市町村により定める事とされている介護保険関連施設の基準の改正もされたことにより、本町の関連条例を改正するものであります。

改正前の町の条例は、国の基準どおりの基準で条例を定めておりますので、この度の4条例の一部改正つきましても、改正された国の基準どおりに改正しようとしております。なお、これら4本の一部改正条例の附則であります、それぞれ第1条で令和3年4月1日から施行することを規定し、第2条以降で国の基準同様の経過措置期間を設けることについて規定しています。

以上、議案第14号から議案第17号までの提案理由といたします。

議長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第14号から議案第17号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第18号「幌延町集会施設等の指定管理者の指定」の件を議題とします。

議案第18号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早 坂 敦 君

議案第18号「幌延町集会施設等の指定管理者の指定について」の提案理由を申し上げます。

公の施設に係る指定管理者制度については、平成18年度より導入しており、5年間の期間をもって実施しております。このたび、幌延町の集会所及び生活改善センターの指定管理が平成28年度の指定から本年3月31日をもって5年が経過し、指定期間が満了となることから、引き続き公共的団体である各町内会を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で、各施設と指定管理をお願いする町内会につきましては、別紙のとおりとなっています。

なお、指定管理者として指定する相手は町内会であり、便宜上直近の町内会長名で指定をしておりますが、5年の間に町内会長が変更となった場合でも、指定は有効となります。

以上、議案第18号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第18号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第19号「下沼寿の家の指定管理者の指定」の件を議題とします。

議案第19号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

議案第19号「下沼寿の家の指定管理者の指定について」提案理由を申し上げます。

本案は、下沼寿の家の指定管理者の指定期間が、この３月３１日をもって満了となることから、引き続き指定したく、地方自治法第２４４条の２第６項及び幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第７条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

下沼寿の家は、地域の高齢者の方や地域町内会の活動拠点施設として、地域住民の方々に利用されてきております。現在、施設の管理は、下沼南町内会にお願いしているところでありますが、今後も、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することが期待できることから、引き続き管理をお願いすることが適当と判断し、同条例第６条の規定に基づき、公募によることなく、議案に記載のとおり、下沼南町内会を指定管理者の候補として、選定したものであります。

なお、指定期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間で、協定内容等につきましても現協定と同じ内容で締結したいものと考えております。

以上、議案第１９号の提案理由といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第１９号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２５ 議案第２０号「幌延町トナカイ観光牧場施設の指定管理者の指定について」の件を議題とします。

議案第２０号について、提案理由の説明を求めます。

企画政策課長 角山隆一君

議案第２０号「幌延町トナカイ観光牧場施設の指定管理者の指定について」提案理由を申し上げます。

本案は、町民の休養の場を提供するとともに、地域間交流の推進及び観光産業の振興を図ることを目的に設置した幌延町トナカイ観光牧場の管理者を指定するにあたり地方自治法第２４４条の２第６項及び幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第７条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

指定管理者の候補者として選定した株式会社幌延町トナカイ観光牧場は、平成１２年４月に幌延町が１００％出資して設立した法人であり、平成１８年４月１日から現在に至るまで、３期１５年にわたり当該施設の指定管理者として効率的な施設運営及び事業展開により、町の観光産業振興等において堅調な実績があることから、当該施設の設置目的達成が相当程度期待できると総合的に判断し、幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第６条の規定に基づき、公募によることなく当

該法人を選定いたしました。

指定期間につきましては、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間としており、指定管理者に指定した際には、当該施設運営に係る管理基準等を定めた基本協定の締結を予定しております。

以上、議案第２０号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第２０号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第２０号は、原案のとおり可決されました。

日程第２６ 議案第２１号「幌延町営草地開発施設の指定管理者の指定について」の件を議題とします。

議案第２１号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 山 本 基 継 君

議案第２１号「幌延町営草地開発施設の指定管理者の指定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、幌延町営草地開発施設の管理者を指定するにあたり、幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第７条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

本施設は、昭和４９年に、地方自治法第２４４条第１項に規定する公の施設として設置したもので、町内の酪農家等から育成牛の預託を受け、後継牛の飼養に対する経費の低減や、労働力を補完する役割を担い、農業経営の安定に寄与してきました。施設や入牧牛の維持管理については、平成１８年度から、指定管理者制度に基づき、有限会社 幌延町畜産振興公社へ委任しておりますが、令和３年３月３１日をもって協定期間が満了となり、満了後も引き続き本施設の管理者として指定したく、候補者として選定したところです。

候補者としての選定理由は、平成１８年度から３期にわたり、本施設の管理業務を適正に行っていることから、これまでの業務実績を勘案し、施設の機能を最大限活かしながら、入牧牛の事故防止や増体率の向上を図ることが可能で、利用者の経営安定に寄与することができると総合的に判断したためです。

本施設の指定管理期間は５年で、指定期間については、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間とし、基本的な業務の内容は、放牧や粗飼料の調整、放牧地等の施設の維持に関することを予定しております。

以上、議案第 21 号「幌延町営草地開発施設の指定管理者の指定について」の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第 21 号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。この際、日程第 27 議案第 22 号「令和 3 年度幌延町一般会計予算」、日程第 28 議案第 23 号「令和 3 年度幌延町国民健康保険特別会計予算」、日程第 29 議案第 24 号「令和 3 年度幌延町国民健康保険診療所特別会計予算」、日程第 30 議案第 25 号「令和 3 年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第 31 議案第 26 号「令和 3 年度幌延町介護保険特別会計予算」、日程第 32 議案第 27 号「令和 3 年度幌延町簡易水道事業特別会計予算」、日程第 33 議案第 28 号「令和 3 年度幌延町下水道事業特別会計予算」の 7 件は、関連がありますので、会議規則第 37 条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号から議案第 28 号までの 7 件は、一括議題とします。

議案第 22 号から議案第 28 号までの提案理由の説明を求めます。

副町長 岩川実樹君

ただいま一括上程されました、議案第 22 号から第 28 号までの令和 3 年度幌延町各会計予算につきまして、配布しております説明資料に基づいて概要を申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

1 ページをお開きください。

はじめに、政府予算案に触れさせていただきます。国の令和 3 年度一般会計予算額は、歳入歳出 106 兆 6,097 億円で、前年度比 3.8% の増加となっております。政府は、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、デジタル社会・グリーン社会、活力ある地方、少子化対策など全世代型社会保障制度等などの中長期的な成長力強化の取組を推進していくとしています。

また、国民の経済又は生活を支える重要インフラの予防保全に向けた老朽化対策の加速や、激甚化する風水害や巨大地震などの自然災害等の状況に即した機動的・弾力的な対応を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」として、令和 3 年度から 7 年度までの 5 年間に、15 兆円規模の追加措置を目指すとし

ています。

歳入の租税及び印紙収入につきましては、税制改正による消費税等の税込減を含め 9.5%減の 57兆4,480億円を見込んでおり、公債金は 43兆5,970億円で、公債依存度 40.9%程度となっております。

次に、地方財政計画ですが、歳入歳出規模は 89兆8,060億円で、前年度と比較して 1.0%の減となっております。歳入の地方交付税につきましては、17兆4,385億円、前年度比 5.1%の増加で、地方税、地方交付税及び臨時財政対策債等の一般財源総額は 63兆1,432億円で、前年度比 0.5%の減となっております。

次に、令和3年度幌延町各会計予算について、ご説明いたします。

2ページをお開きください。

予算の総括についてです。予算編成にあたりましては、歳出全般について見直しを行いつつ、町財政の健全性に配慮しながら、町民ニーズに応えるとともに、総合計画における重点戦略の推進や公共施設の長寿命化、福祉の向上等を図るため、財源の配分を行いました。人件費及び扶助費を除く消費的経費の予算編成につきましては、財源の効率的な活用を図りつつ、くらしの安心安全や、生活・子育て・教育環境の充実に配慮した編成といたしました。

投資的経費につきましては、農業基盤整備事業や生産拡大事業、商工業経営力向上促進事業など産業の振興に重きを置くとともに、公共用施設や道路橋梁等の整備と改修を進めることといたしました。また、「幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けされる重点戦略に基づき、「稼ぐ産業をつくるとともに、安心して働けるようにする」や「まちへ新しい人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」等のソフト事業への取組も進めることとしております。

1の各会計別 当初予算総括表をご覧ください。一般会計から下水道事業特別会計までの7会計の予算額合計は、56億9,612万円で、前年度当初予算と比較して、6億490万8千円、9.6%の減となります。

下の表、2の 当初・繰越予算の状況をご覧ください。

今定例会に提案し、令和2年度一般会計補正予算で繰越明許費として設定の1億2,509万8千円と、令和2年度国保診療所特別会計補正予算で繰越明許費として設定の1,945万9千円が、令和3年度への繰越となります。この繰越を合わせますと、一般会計の合計は45億5,909万8千円、国保診療所特別会計の合計は3億8,631万8千円、全会計の合計は58億4,067万7千円の予算規模となります。

4ページをお開きください。

5の各会計別 地方債現在高です。

3会計の令和3年度末合計残高は、前年度末より1億974万9千円減少して、37億9,859万8千円を予定しております。

6の各会計別 基金現在高では、4会計の令和3年度末合計残高は、前年度末より1億915万9千円減少し、54億6,095万9千円を予定しております。

7の北海道市町村備荒資金組合納付金現在高は、前年度末より600万4千円増加し、令和3年度末で18億1,407万円を予定しております。

6ページをお開きください。

10の各会計別 人件費の状況です。

全会計103人の職員の人件費総額は、7億9,548万3千円で、前年度当初予算と比較して591万7千円の減となります。一人当たり722万円で、共済費を除きますと一人当たり596万3千円になります。主な増減要因として、保育士1名の退職や職員の採用等により、給料で7千円、職員手当で172万1千円、共済費で418万9千円の減少を見込んでおります。

8ページをお開きください。

一般会計予算の概要について、ご説明いたします。

令和3年度一般会計予算総額は、歳入・歳出それぞれ44億3,400万円で、前年度当初予算と比較して6億2,900万円、12.4%の減となります。

9ページは、歳入の内訳です。

1款 町税は、5億7,535万8千円の計上で、前年度比2.9%の減となります。これは、個人町民税と償却資産に係る固定資産税の減少が主な要因です。詳細は、12ページの(4)町税税目別収入の状況をご参照ください。10款 地方交付税は、普通交付税の交付実績等を勘案し、1億6千万円減額して19億7千万円の計上で、前年度比7.5%の減となります。普通交付税及び特別交付税等の内訳は、13ページの(6)地方交付税等当初予算額・決算額の推移をご参照ください。14款 国庫支出金は、前年度比24.3%減の2億5,833万5千円の計上です。これは、橋梁長寿命化に係る社会資本整備総合交付金の減少と道路メンテナンス補助金の増加が主な要因です。15款 道支出金は、前年度比9.0%増の2億6,891万円の計上です。これは、農業水路等長寿命化・防災減災事業や森林環境保全整備事業実施に係る補助金の増加が主な要因です。18款 繰入金は、前年度比10.2%減の2億2,480万1千円の計上です。「減債基金」、「国鉄羽幌線代替輸送確保基金」からの繰入は、合わせて8,623万5千円減少し、「公共施設等整備基金」、「ふるさと応援基金」及び「森林環境譲与税基金」からの繰り入れが、6,103万6千円増加したことが、主な要因です。なお、繰入金の詳細は、20ページの(7)基金積立・取崩額及び充当事業をご参照ください。20款 諸収入は、前年度比44.1%増の1億2,609万6千円の計上です。問寒別地区草地畜産基盤整備事業に係る受託事業収入の増加が主な要因です。21款 町債は、前年度比42.9%減の5億4,420万円の計上です。こぞくら荘ボイラー設備改修支援事業、グループホーム建設支援事業、町道問寒中間寒線道路改良事業、橋梁長寿命化改修等の完了に伴う減少や、問寒別地区農業用水道施設改修事業、高規格救急自動車等整備事業、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業等による増加が主な要因です。内訳は、19ページの(6)町債の発行事業をご参照ください。

次に、歳出の内訳について、ご説明いたします。

14ページをお開きください。

(1-1) 歳出款別予算額の内訳です。1款 議会費は5,351万8千円で、前年度比9.6%の増です。議員報酬、職員給料等のほか、今年度は、コロナ禍の影響により前年度実施を見送った、道外への議員視察研修事業を計上しております。2款 総務費は、6億5,952万円で、前年度比2.5%の増です。主な事業として、情報

通信施設運営事業、移住定住促進事業、地域コミュニティ形成事業、集落支援活動運営事業、公共交通対策管理費、基金管理事業等のほか、新規事業として、産業・地域振興センター空調設備改修事業、地域公共交通運営事業を計上しております。3款 民生費は、7億3,090万5千円で、前年度比24.9%の減です。主な事業として、こぞくら荘支援事業、老人福祉管理費、認定こども園管理費、外国人介護福祉人材育成支援奨学金、出産祝金及び養育手当支給事業等を計上しております。4款 衛生費は、2億5,430万5千円で、前年度比15.9%の減です。主な事業として、公衆浴場管理費、母子保健事業、予防事業、保健推進事業、町立歯科診療所運営事業等のほか、新規事業として、新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルス感染症入院等交通費助成事業、霊柩車利用支援助成金を計上しております。6款 農林水産業費は、6億8,154万4千円で、前年度13.5%の増です。主な事業として、中山間地域等直接支払事業、町営牧場管理費、生乳生産拡大事業、農業用水道施設改修事業、町有林整備事業、有害鳥獣駆除等のほか、新規事業として問寒別地区草地畜産基盤整備事業、私有林等整備事業を計上しております。7款 商工費は、1億4,889万7千円で、前年度比3.6%の減です。主な事業として、中小企業融資事業、商工業等振興促進事業、商工業経営力向上促進事業、トナカイ観光牧場管理委託事業のほか、食ブランド創出・まちの拠点計画調査事業、幌延町・豊富町広域観光促進事業等を計上しております。8款 土木費は、6億7,513万9千円で、前年度比23.6%の減です。主な事業として、町道の補修や除雪等の維持管理費、橋梁と公営住宅の長寿命化改修事業等のほか、新規事業として、町道上幌1号線法面補修事業、町道駅前仲通線道路改良事業、町道3条仲通線道路改良事業等を計上しております。9款 消防費は、1億8,090万5千円で、前年度比25.1%の増です。北留萌消防組合負担金及び防災対策事業が主な事業となりますが、消防組合負担金には、新規に高規格救急自動車とデジタル無線設備機器の更新費用分が含まれております。また、防災対策事業には、ハザードマップ改訂等に対応する予算を計上しております。10款 教育費は、3億7,215万円で、前年度比3.6%の減です。主な事業として、各小中学校又は社会教育施設に係る運営管理費、情報教育研究や特別支援教育、外国語教育の推進事業、スクールバス運行等のほか、新規事業として、学校支援事業、教育及び体育施設長寿命化計画策定事業、幌延小学校玄関ひさし等補修、総合スポーツ公園改修事業、総合体育館外構補修事業等を計上しております。12款 公債費は、地方債の償還等で、6億6,211万5千円の計上、前年度比27.3%の減です。

22ページをお開きください。

(9)は、一部事務組合への負担金の状況です。西天北五町衛生施設組合及び北留萌消防組合幌延支署分の負担金内訳を整理しております。西天北五町衛生施設組合につきましては、使用済み紙おむつ燃料化事業の完了に伴い普通建設事業費が大きく減少しました。新規事業としてクリーンセンター給水管整備事業とリサイクルプラザ屋上防水改修事業の実施を見込み、当町の負担金は前年度と比べ6,359万8千円減少し7,555万5千円となります。23ページの北留萌消防組合につきましては、普通建設事業として高規格救急自動車の購入事業が計上されており、消防施設費が前年度より増加したことに伴い、当町の負担金は3,202万6千円増加し、1億

7,061万円となります。

24ページをお開きください。

(10)は、地方消費税交付金のうち社会保障財源化分2,730万円が充てられる社会保障経費及び施策に要する経費の内訳です。

25ページから30ページまでは、繰越事業も含めた、令和3年度の主な事業の概要を整理しております。

31ページをお開きください。

(13)は当該年度の事業のうち、「まち・ひと・しごと創生総合戦略事業」に係る事業と予算額を整理し再掲しており、予算総額は2億4,641万6千円の計上で、前年度と比べ2,980万5千円の増加です。

次に特別会計予算の概要を申し上げます。

32ページをお開きください。

国民健康保険特別会計です。歳入歳出予算総額は、3億3,525万6千円で、前年度比3.8%の増となります。歳入の国民健康保険税は、7,237万8千円で、前年度比1.2%の減となります。道支出金は、2億1,177万9千円を見込み、前年度比6.6%の増となります。歳出では、保険給付費が、1億4,615万4千円で、前年度比5.4%の増となります。国民健康保険事業費納付金は、1億608万9千円を見込み、前年度比3.9%の減となります。中段、(2)管理運営等の状況ですが、年間平均の被保険者数は、597人、加入世帯数は343世帯を予定しております。1世帯当たりの保険税現年度課税額は211,592円で、前年度と比べ17,813円減額、被保険者一人当たりの保険税現年度調定額は121,568円で前年度と比べ10,618円減額となり、歳入総額に占める国民健康保険税の割合は21.6%となります。

33ページをご覧ください。

国民健康保険診療所特別会計です。歳入歳出予算総額は、3億6,685万9千円です。歳入のうち、入院料は2,554万5千円で歳入全体の7.0%を構成し、外来診察料は6,416万円で歳入全体の17.5%を構成します。歳出のうち、診療所業務費は1億5,100万8千円で、派遣看護師費用や会計年度任用職員人件費の増加により、前年度と比べ2,522万9千円の増額です。中段、(2)管理運営等の状況ですが、経営改善を図るため、従前、療養病床19床としていたものを、平成30年度から一般病床4床、療養病床15床に変更しております。病床19床のうち、1日平均の入院患者数は6.5人で、1日平均の外来患者数は、59.2人を見込んでおります。(3)繰入金の内訳をご覧ください。一般会計からの繰入金は、国保直診化に伴う国民健康保険特別会計からの繰入金4,355万2千円が見込まれるものの業務費等の増加により、1,573万5千円増加し、1億8,139万5千円となります。

34ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計です。歳入歳出予算総額は、4,674万4千円で、前年度比9.4%の減となります。歳入の後期高齢者医療保険料は、年間平均被保険者357人で、1,793万6千円、前年度並みとなります。被保険者1人当たりの年保険料は、現年度調定分で5万241円となり、前年度と比べ2,781円の増となります。歳出の後期高齢者医療 広域連合納付金は、4,359

万円で、前年度比１０．４％の減となります。

３５ページをご覧ください。介護保険特別会計です。保険事業勘定につきまして、歳入歳出予算総額は、２億３，１９１万６千円で、前年度比７．１％の減となります。歳入の介護保険料は、年間平均の第１号被保険者数６７７人で、３，８８５万９千円と見込み、前年度比８．８％の減となります。被保険者一人当たりの年保険料は、現年度調定分で５７，３８４円となり、前年度と比べ３，０４４円の減となります。歳出の保険給付費は、１億７，８９１万３千円で、前年度比７．２％の減となります。

３６ページをお開きください。介護サービス事業勘定です。居宅介護及び介護予防のサービス計画作成件数は２５２件を予定しており、歳入歳出予算総額は８０８万４千円で、前年度比８．３％の減となります。

３７ページをご覧ください。簡易水道事業特別会計です。歳入歳出予算総額７，７１６万円で、前年度比１０．６％の増となります。歳入の水道使用料及び手数料は、月平均給水戸数を１，０２８戸、４，７９９万５千円と見込み、前年度比２．９％の増となります。歳出の水道管理費は、５，５２７万７千円で、地方公営企業法適用化事業実施等により前年度比３１．２％の増。水道整備費は８０２万７千円で、簡易水道施設改修事業費の減少により、前年度比３５．７％の減となります。

３８ページをお開きください。下水道事業特別会計です。年度末の予定処理戸数は８４１戸とし、水洗化率は９７．９％、合併処理浄化槽設置基数を１４１基と予定しております。歳入歳出予算総額は、１億９，６１０万１千円で、前年度比０．３％の増となります。歳入の下水道使用料及び手数料は、３，８０２万５千円で、前年度比４，８％の増、一般会計からの繰入金は、１億９９８万６千円で、前年度比４．３％の減となります。歳出の一般管理費は、２，８８７万５千円で、地方公営企業法適用化事業実施等により前年度比６２．６％の増。施設管理費は、６，４８３万円で、下水道管理センター維持管理業務の契約を、単年度契約から長期契約に変えたことによる減額や下水道台帳補正業務の皆減により５１１万６千円、前年度比７．３％の減となり、施設整備費は、２，５９５万３千円で、前年度比３２．３％の減です。主な事業は、下水道管理センター等長寿命化計画に基づく設備の更新等です。個別排水施設整備費につきましては、合併処理浄化槽３基の設置を見込み１，３８９万１千円を計上しております。

以上、一般会計ほか各会計予算案の概要を申し上げます。

予算審議をとおして、議員の皆様からの御意見や御提言をいただくとともに、予算執行につきまして、御理解とお力添えを賜りますことをお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

議長 高橋秀之君

お諮りします。

本案は、議員全員をもって構成する「令和３年度 幌延町各会計予算審査特別委員会」を設置の上、これに付託して、審査したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、議員全員をもって構成する「令和３年度 幌延町各会計予算審査特別委員会」を設置の上、これに付託して審査することに決定しました。

特別委員会は、委員会条例第７条第１項の規定に基づき、議長において招集することとし、委員長、副委員長の互選を行います。なお、委員長、副委員長の互選については、委員会条例第７条第２項の規定に基づき、年長の議員が行うことになっておりますので、よろしくお願いします。

ここで、１６時まで休憩します。

(１５時４４分 休 憩)

(１６時５０分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

本日の議事日程は、全て終了しました。

これにて、散会します。

なお、明日は午前１０時より会議を開きます。

本日は、大変ご苦労様でした。

(１６時５０分 散 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 2番 佐藤忠志

署名議員 3番 斎賀弘孝

以上、記録する。

主 事 満保希来